

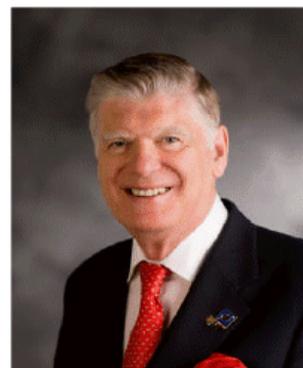
2014-15年度用

ロータリー財団の手引き

2014年 2月 2日(日)
地区ロータリー財団委員会
補助金管理セミナー資料



2014-15年度 RI 会長
ゲイリー ホァン



2014-15年度財団管理委員長
ジョン・ケニー



2014-15年度 2790地区
ガバナー 宇佐見 透



国際ロータリー第2790地区
地区ロータリー財団委員会



ご 換 拶

国際ロータリー第2790地区
地区ロータリー財団委員会
委員長 山 田 修 平

ロータリー財団は2010-11年度から全世界の100地区を指定して、未来の夢計画の試験段階（パイロット）を実施し、この結果が良好であったため、2013-14年度から全世界の地区すべてに未来の夢計画を導入しました。

未来の夢計画での地区補助金（試験段階では「新地区補助金」と言われましたが、未来の夢計画が全世界に導入されましたので今後は単に「地区補助金」といいます）は、地区に大幅な権限が移譲されました。その結果、財団の資金を適正に使用するための様々な規定が設けられました。本日の補助金管理セミナーとクラブの参加資格認定：覚書（MOU）も新たに設けられたものです。第2790地区では、地区財団活動資金運営規程やクラブ用の地区補助金財務管理計画等の諸規程を制定して、地区のホームページにアップしました。印刷物が欲しいとの声がありましたので、この冊子にも掲載致しました。これらの規程等は財団の資金を適正に管理するためのものですので、各クラブで確実に運用して頂くようにお願いします。

第2790地区では関口ガバナーの強い意向により、クラブを活性化するために地区内各クラブがロータリー財団の資金を利用するようにすすめて参りました。クラブのロータリー財団委員会は、寄付金をお願いするのが任務だという認識が多くを占めているように感じています。勿論寄付金をお願いするのは大切な任務ですが、クラブが財団の資金を使って社会奉仕活動や国際奉仕活動を実施することにより、クラブを活性化して頂きたいという任務が加わったと認識してください。クラブが活性化することにより、会員増強にもつながると期待しています。

未来の夢計画がスタートして、補助金のシステムが変更になりました。新システムでは、国際親善奨学生の制度が無くなりました。地区補助金とグローバル補助金を使って奨学生を派遣することは出来ませんが、地区補助金の場合には従来の地区補助金と一緒に申請しなければならなくなりました。本年度（関口年度）は、従来の国際親善奨学生を地区補助金奨学生として1名派遣することが決まっておりました。その奨学生の出国の時期から逆算して、皆様のクラブからの地区補助金の申請時期を、例年になく実施年度の前年度（計画年度）である2013年5月15日締切りとさせて頂きましたが、皆様の協力のお蔭で15クラブから18のプロジェクトの申請を頂き、これに地区の活動としてのプロジェクトと奨学生（従来の国際親善奨学生）1名の派遣費用を含め、総額 62,650ドルを申請し、承認を受けました。

グローバル補助金の申請につきましては、本年度グローバル補助金奨学生1名を派遣することができました。茂原ロータリークラブが申請しておりました「ピントン・カウンティの遠隔の山エリアの医療サービス用の医療用車両提供」が、本年1月16日に承認されました。木更津東ロータリークラブが「ネパールでの山羊銀行」を申請中です。本年度は地区財団活動資金（DDF）の関係で、これらの2件のみになります。次年度の予算から支出する活動として、市原中央ロータリークラブと地区奉仕プロジェクト委員会からDDF使用の申請書が提出されています。この内地区奉仕プロジェクト委員会からの申請は、宇佐見ガバナーエレクトの強い要請で、地区内クラブがグローバル補助金を申請する際の見本となるように、地区奉仕プロジェクト委員会がノウハウを得ると言う目的も含んでおります。

グローバル補助金は、従来のマッチング・グラントを大型化したようなものですが、内容が全くと言って良いほど変更になっています。特に6つの重点分野と持続可能性、測定可能な目標等が難しくなっています。各クラブで計画を立案して頂き、積極的に挑戦して頂きますよう期待します。

ロータリー財団は、「世界で良いことをしよう」、そして「私たちの財団」です。ロータリー財団の補助金を活用して、皆様の年度が素晴らしい年度になりますよう期待致します。

この冊子は、本日のセミナーのテキストとして作成しましたが、ロータリー財団についての解説書として広範囲にわたって記載してあります。皆様のクラブでロータリー財団のマニュアルとしてご利用ください。

地区の全ての委員会は、皆様のクラブを全面的に支援するために設置されています。ロータリー財団委員会も、精一杯尽くして参りたいと思いますので、何なりとご相談ください。



目 次

はじめに	1
ロータリー財団の歴史 ロータリー財団の未来の夢計画	
クラブロータリー財団委員会の役割	2
地区補助金の申請 グローバル補助金の申請 他の委員会との協力	
ロータリー財団の補助金の概要	3
地区補助金 グローバル補助金 パッケージ・グラント	
地区補助金とグローバル補助金	4
補助金に共通するもの	5
クラブの参加資格認定 活動がロータリー財団の使命に関連していること	
ロータリアンの積極的な関与 補助金の授与と受託の条件を順守 不正使用は許さない	
財務管理計画 銀行口座 書類の保管	6
保管する目録システム 保管する書類の例	
地区補助金	7
地区補助金の対象となる活動・ならない活動 地区補助金の申請 地区補助金の管理	8
クラブの参加資格 地区補助金を受領した後	9
地区補助金活動が終了した時	
書類の保管 地区の審査基準	
グローバル補助金	10
協同提唱者との強いパートナーシップ 協同提唱者 地域調査	
プロジェクトの計画 その他の準備等 重点分野の基本方針	
グローバル補助金の申請	11
グローバル補助金の最初のステップ	
グローバル補助金の申請書に記載すべき内容	
人道的プロジェクトへの申請	11
奨学金の申請	13
未来の夢計画 グローバル補助金 モニタリングと評価のツールキットについて	14
持続可能性 補助金の効果や成果を評価 審査、視察、監査	
報告 グローバル補助金の報告書に記載すべき内容	15
ポリオプラス	16
ポリオプラスプログラムの歴史	
ポリオプラス用語集	17
ポリオウイルス ポリオ常在国 ポリオプラス 世界ポリオ撲滅推進計画	
撲滅の証明 全国予防接種日(NID) ポリオ撲滅コーディネーター(EPNC)	
ロータリー平和センター	18
プログラムの目標 申請資格のある地区と資金源	
ホスト・エリア 申請と選考	

ロータリー財団への寄付	19
寄付の種類	
年次基金寄付 恒久基金寄付 使途指定寄付	
寄付の方法	20
寄付送金明細書記入方法	
ロータリー財団の認証	21
個人に対する認証 クラブに対する認証	
認証ポイント	
ポール・ハリス・フェロー(PHF)、マルチプル・ポール・ハリス・フェロー(MPHF) ベネファクター	
大口寄付者(メジャードナー=MD)、アーチ・クランフ・ソサエティ(AKS)	
ロータリー日本財団	22
公益目的事業の趣旨	
税制上の優遇措置	
個人に対する税制上の優遇措置 所得控除 税額控除	
法人に対する税制上の優遇措置	
ロータリーカード	23
ビジネスカードが出来ました ロータリーカードの比較表	
シェアシステム	24
グローバル補助金の資金	
グローバル補助金の予算—その1 その2 その3	
第2790地区 2014—15年度 シェアシステムについて	25
書式、規程	
1.クラブの参加資格認定:覚書(MOU)	26
2.様式101-地区財団活動資金運営規程	29
3.様式201-地区補助金財務管理計画	31
4.様式202-グローバル補助金財務管理規程	33
5.様式301-地区補助金要項	35
6.様式311-地区補助金申請書	37
7.様式501-グローバル補助金事業計画書	39
8.様式511-グローバル補助金DDF使用申請書	44
資料	
地区補助金およびグローバル補助金 授与と受託の条件	45
重点分野 基本方針	53
1. 平和と紛争予防/紛争解決	53
2. 疾病予防と治療	54
3. 水と衛生	56
4. 母子の健康	57
5. 基本的教育と識字率向上	58
6. 経済と地域社会の発展	59
地区ロータリー財団委員会について	61



はじめに

ロータリー財団の歴史

ロータリー財団は、1917年、アーチ C. クランフ国際ロータリー会長が、「世界でよいことをするために」基金の設置を提案しました。

1928年、5,000米ドルにまで成長したこの基金は、「ロータリー財団」と名づけられ、国際ロータリーから独立した別機関となりました。クランフ会長をはじめとする5名の管理委員が、「R I の目的を推進するための単独の信託機関としての財団の全資産を維持、投資、管理、運営する」ため任命されました。

その2年後、財団は初の補助金 500ドルを国際障害児協会へ授与しました。ロータリアンだったエドガー・ダディー・アレンが創設した同協会は、後に発展してイースタールとなりました。大恐慌と第二次世界大戦により財団の成長は伸び悩んだものの、恒久世界平和への願いから、戦後、財団への関心はますます高まっていきました。

ロータリーの創設者、ポール P ハリスが1947年に死去した後、多くの人々から国

ロータリーへ寄付が寄せられ、財団をさらに大きくするために「ポール・ハリス記念基金」が設置されました。

これと同じ年、最初の財団プログラム(国際親善奨学金の前身)が設置されました。1956年から1966年の間に、研究グループ交換、技術研修奨学金、活動補助金(後のマッチング・クランツ)の3つの新しいプログラムが開始されました。1978年には保健、飢餓追放、人間尊重(3-Hプログラム)、1980年にはロータリー・ボランティア・プログラムが設置されました。1984-85年度にはポリオプラスの設置が発表され、その翌年、大学教員のためのロータリー補助金が設けられました。1987-88年度には初の平和フォーラムが開催され、これが財団の平和および紛争解決研究プログラムの創設のきっかけとなりました。

こうした中、財団への支援は飛躍的に増えていきました。1917年に26ドル50セントの最初の寄付が贈られて以来、財団には、総額10億ドル以上の寄付が寄せられています。2003-04年度の寄付だけでも、7,000万ドルを上回っています。現在までに、100万人以上がポール・ハリス・フェローとして認定されています。ロータリー財団の未来が確かなものとなり、今後も国際理解と世界平和の実現に必要な活動を続けていくことが出来るのは、こうした力強い支援と世界中のロータリアンによる積極的な参加のおかげなのです。



ロータリー財団の創設者
アーチ C. クランフ

ロータリー財団の未来の夢計画

2017年にロータリー財団が設立 100周年を迎えることを踏まえ、管理委員会は、財団が奉仕の第二世紀に実行するための計画を立案しました。この計画は、財団を通じて、さらに持続が可能で目に見える成果を世界中にもたらしたいというロータリアンの願いと関心を反映したものです。この簡素化され、柔軟性を備えた未来の夢計画の補助金を、各クラブで利用して頂きたいと思えます。

未来の夢計画は以下を目的としています。

- 財団の使命に沿って、プログラムと運営を簡素化すること。
- ロータリアンが関心を寄せている世界の優先的ニーズに取り組むことによって、最大の成果が期待出来るロータリアンの奉仕活動に焦点を絞ること。
- 世界的目標と地元の目標の両方を果たすための資金を提供すること。
- 意思決定権をさらに地区とクラブに移行することによって、地区レベルとクラブレベルで、ロータリー財団が自分たちのものであるという自覚を高めること。
- ロータリー財団の活動に対する理解を深め、ロータリーの公共イメージを高めること。

ロータリー財団未来の夢計画試験段階(パイロット)は、財団の未来の夢計画において提供される新しい補助金構成を3年間かけて試験的行ったもので、全世界の地区の内 100地区を対象に実施されました。

2013年7月1日からは、全世界の地区に未来の夢計画が導入されました。

未来の夢計画における地区補助金は、大変使いやすい補助金制度です。皆さんのクラブで新しい社会奉仕活動や国際奉仕活動を計画して頂き、地区補助金を申請してください。地区補助金の配分を受けることにより、クラブが活性化すると共に、私たちの財団だということを実感してください。

クラブロータリー財団委員会の役割

クラブロータリー財団委員会には、次のような役割が期待されています。

- クラブのロータリー財団目標を立案し、その目標を達成する。
- クラブ会員に、ロータリー財団の仕組みを理解してもらう。
- ロータリー財団の補助金とプログラムに参加すると同時に、財団を財政的にも支援するよう、クラブ会員に奨励する。
- ロータリー財団に対するクラブ全体の寄付目標を立案し、その目標を My Rotary を通じてアップする。
- クラブ会員 1 名以上に、恒久基金への寄付をして頂くようお願いする。
- 11月のロータリー財団月間に限らず、例会のプログラムとして、ロータリー財団についての卓話をする。地区ロータリー財団委員会では、ご希望によって皆さんのクラブにお伺いして卓話をさせていただきます。
- クラブの会員にポール・ハリス・ソサエティ (PHS) になって頂くようお願いしてください。PHSは、毎年継続して1,000ドル以上を寄付しますと宣言した方々を認証するためのプログラムですが、PHSになっておられない方も毎年1,000ドル以上寄付されておられる方が多数おられます。こうした方には特にお願いしてください。本年度地区にポール・ハリス・ソサエティ・コーディネーター制度が導入されましたので、宜しくお願いします。

地区補助金の申請

未来の夢計画が本年度からスタートしましたが、この地区補助金は非常に使いやすい補助金です。従来と比べて、地区に大幅な権限が移譲されています。

この手引の5ページ（補助金に共通するもの）、7ページ（地区補助金）をはじめ、この手引全体を精読して頂き、クラブが新規に社会奉仕活動や国際奉仕活動を立案し、その資金源の一部として地区補助金を申請してください。例年多くのクラブから申請を頂いています。地区ロータリー財団委員会では、更に多くのクラブから申請して頂くように期待しています。

グローバル補助金の申請

地区補助金は、比較的小規模で短期のプログラムを対象としていますが、グローバル補助金は、比較的大規模で長期のプロジェクトを対象としています。プロジェクトの資金的規模は、地区補助金は規模は問いませんが、グローバル補助金は3万ドル以上のプロジェクトが対象です。

グローバル補助金は、ロータリーの重点分野の1つ以上に該当し、ロータリアンが積極的に関与するプロジェクトでなければなりません、特に重点分野の範囲内にあるプロジェクトという事が難しいようです。

皆さんのクラブで、グローバル補助金のプロジェクトを是非立案してください。各クラブへのグローバル補助金の配分順序は、地区ロータリー財団委員会に対しての申し込み受け付け順にさせて頂いております。

次年度のグローバル補助金の予算はまだ確定しておりませんが、既に申し込みのあったもの以外に1～2のプロジェクトに配分出来ます。申し込み順に配分しますので、計画段階で申し込みしてください。

他の委員会との協力

地区補助金もグローバル補助金も、資金は財団から出ますが、そのプロジェクトは社会奉仕事業であったり国際奉仕事業であったりします。また、クラブで実施した事業のPRも必要です。これらを考慮して、クラブの他の委員会と、次のように協力してください。

● 奉仕プロジェクト委員会（社会奉仕委員会、国際奉仕委員会）

クラブの奉仕活動としてどのような事業を実施するかを、これらの委員会とよく話し合ってください。クラブロータリー財団委員会は、これらの委員会の立案した奉仕プロジェクトの資金の一部として、財団の補助金が利用出来ることを伝え、クラブの活性化につなげて頂きたいと期待しています。

● 広報委員会

財団の資金を利用して実施した（これに限りませんが）クラブのプロジェクトを広報することにより、地域社会にロータリークラブをPRして頂きたい。

● クラブ管理運営委員会（クラブ奉仕委員会）

四半期ごとにロータリー財団プログラムを計画し、奉仕に関する発表と寄付に対する認証を行う。この認証は、財団から認証状や徽章等が届いた際に、本人はもとより、クラブ会員全員に理解して頂くようお願い下さい。これにより、クラブ会員が財団を理解するのに役立ちます。



ロータリー財団補助金の概要

ロータリー財団は、地区補助金、グローバル補助金、パッケージ・グラントの3種類の補助金を提供します。このページでは、補助金の概要を記します。詳しくは、それぞれのページをご覧ください。また、パッケージ・グラントについてはその概要を次に記しますが、詳細については触れませんので、必要な場合には地区ロータリー財団委員会にお問い合わせください。

地区補助金(*)

地区補助金は、ロータリアンが、地元や海外で財団の使命に添った短期のプロジェクトを実施するために活用できる補助金です。

補助金は地区が管理し、一つまたは複数のプロジェクトに配分します。補助金を活用してプロジェクトを実施することを希望するクラブは、地区ロータリー財団委員会に申請する必要があります。

各地区は、クラブからの申請方法や期日など、地区独自の手続と方針を決めます。また、財団が定めている条件の他に、地区が要件を追加する場合があります。第2790地区のロータリー財団委員会では、地区補助金を申請するクラブは、補助金管理セミナーに少なくとも1名の会員を出席させ、更にクラブの参加資格認定：覚書(MOU)の内容を了解して地区ロータリー財団委員会に提出し、クラブの参加資格を得なければならない旨の追加要件を定めました。

グローバル補助金

グローバル補助金は、以下に該当する大規模なプロジェクトに活用出来る制度です。

- 重点分野の少なくとも1つに関連している
- 実施地の地元社会の人々が特定したニーズに取り組む
- 実施地の地元社会の人々が積極的に参加する
- ロータリークラブや地区による活動の終了後も、地域社会の人々が自分で取り組んでいくことが出来る
- 測定可能な成果をもたらす

パッケージ・グラント

パッケージ・グラントは、ロータリー財団と戦略パートナーが共同で立案した活動に、ロータリークラブが参加する機会を提供するものです。

各プロジェクトは、財団の国際財団活動資金(WF)と戦略パートナーによって全額が賄われます。現在、次のようなプロジェクトがあります。

- 大学に看護を教える教師を派遣
- ケニア等の国の看護婦が勉強するための奨学金を提供
- 病院船に医師等を派遣

この冊子ではパッケージ・グラントについては触れていませんので、必要な場合には地区ロータリー財団委員会にお問い合わせください。

(*) 地区補助金

新しい補助金構成の下での地区補助金(District Grant)は、従来の「地区補助金」(DSC=District Simplified Grant)とは異なることにご注意ください。新しい補助金構成への移行にあたり、従来の地区補助金と区別するために「新地区補助金」と呼ばれることもあります。

地区補助金とグローバル補助金

未来の夢計画における地区補助金とグローバル補助金の内容は、次の通りです。それぞれの補助金には大きな違いがあります。これらの違いと、それぞれの補助金の内容を確認して頂き、皆さんのクラブで活用できる補助金を申請するようにしてください。地区ロータリー財団委員会は、これらのご相談をお受けしています。

地 区 補 助 金	グ ロ ー バ ル 補 助 金
財源は、地区財団活動資金（DDF）のみです。第2790地区では、概ね50%を目途にDDFを配分します。但しクラブからの申請状況により、減額する場合があります。	財源は、DDFと国際財団活動資金(WF)と現金の組み合わせ。WFの組み合わせ率は、DDFには1対1、現金（使途指定寄付金で寄付）には1対0.5の割合
3年前の年次基金寄付と恒久基金の運用益によるDDFの50%以下	DDFから地区補助金、ポリオプラスや平和センターへの寄贈等を控除した残額
地区が一括して申請し、一括して補助金を受け取る。その後地区からクラブ等に補助金を授与します。	プロジェクト1件ごとにクラブ等が申請します。個別申請です。
比較的短期間のプロジェクトです。長くても補助金を受け取ってから24ヵ月以内に完了しなければなりません。	長期にわたるプロジェクトです。（例外：職業研修チーム）
1回限りの比較的小規模なプロジェクト。	持続性のある成果を上げ、かつ、その成果を測ることが出来なければなりません。比較的大規模のプロジェクト
マルチイヤーの場合でも、2年を超えてはなりません。	奨学金の場合、1年から4年まで。
奨学金の場合、高校、大学、大学院のいずれでも構いません。学校は国内、海外を問いません。	奨学金の場合、重点分野で海外の大学院で学ぶ場合に限られます。
1件当たりのクラブ・プロジェクトまたは地区プロジェクトへの補助金は、比較的少額で、最低額の規定はありません。	1件当たりの補助金の額が多額です。下限3万ドル（DDFから15,000ドル以下）で、上限40万ドル（DDFから20万ドル）
国内の活動でも、国際レベルの活動でも可能です。	2ヵ国以上のクラブまたは地区が参加します。国際プロジェクトのみです。
相手国にロータリークラブの有無を問いません。	ロータリークラブが存在する国または地域のプロジェクトのみを対象とします。
プロジェクトの分野は問いません。地区の裁量に任されています。但し、一定の条件があります。	重点分野の1つ以上に該当するプロジェクトでなければなりません。
たとえ海外のクラブとの事業であっても、地区が主たる実施者で、申請書を提出し、実施と報告の責務を負います。	実施国側提唱者と援助国側提唱者の両者が必要です。
次の地区補助金が支払われるためには、現在の地区補助金をクローズにしなければなりません。	地区補助金を含めて、同時に10件のプロジェクトを申請出来ます。
一括して受け取った補助金を、受け取った後残金があり、財団に返却した場合、DDFとして繰り越しされます。	個別のプロジェクトの補助金を受け取った後、残金があり、財団に返却した場合、WFに組み入れられます。
一括して受け取った補助金は、地区が管理します。	財団がプロジェクトを1件1件審査し、補助金を授与します。
海外で奉仕活動をする、またはプロジェクトの調査をするロータリアンの旅費を支給出来る。	ロータリアンの旅費は支給出来ない。ただし、職業研修チームのチーム・リーダーを除きます。

補助金に共通するもの

未来の夢計画では、地区補助金とグローバル補助金がありますが、一般に地区補助金は1件当たりの規模が比較的少額で、期間も短期のプロジェクトです。これに対してグローバル補助金は規模や金額が大きく、補助金の管理、使用資金の管理、使途の報告、成果のモニタリングと評価にあたって、クラブと地区にさらに大きな責任が伴います。

こうした違いは前ページに記載しましたが、次のような両補助金に共通している部分があります。

クラブの参加資格認定

クラブが財団の資金を受領するためには、参加資格を得る必要があります。参加資格とは、クラブが財団の資金を受領するための条件です。次の2点を実施することにより、クラブの参加資格が得られます。

- クラブは、「クラブの参加資格認定：覚書（MOU）」の内容をよく読んで、活動実施年度のクラブ会長と会長エレクトがMOUに記載されたすべての条件と要件に従うことを誓約して署名し、地区に提出する。
- 地区が主催するロータリー財団補助金管理セミナーに、クラブから少なくとも1名の会員を出席させる。

地区補助金に関しては、MOUにはクラブの参加資格を得る必要がないが、地区で義務付けることが出来ると記載されています。第2790地区では、次年度（2014-15年度）からMOUの提出と補助金管理セミナーへの出席を義務付けることになりました。このクラブの参加資格認定は、地区が決定します。有効期間は1ロータリー年度です。従って、クラブは毎年度この認定を受ける必要があります。

活動がロータリー財団の使命に関連していること

ロータリー財団の補助金を申請するプロジェクトは、ロータリー財団の使命に関連している活動でなければなりません。ロータリー財団の使命は、次の通りです。

ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成出来るようにすることである。

具体的には、R I 理事会と管理委員会が、ポリオプラス・プログラムを完遂することでポリオ撲滅の目標を達成し、友好と理解を助長する教育的、文化的プログラムを強調、充実させ、世界のあらゆる地域において人道的ニーズを満たす補助金を提供し、人々の間の平和な関係を深めるためのプロジェクトを拡大することである。

ロータリアンの積極的な関与

地区補助金とグローバル補助金を申請して活動するプロジェクトは、いずれもローリアンが積極的に関与するものでなければなりません。これは、共催を拒んでいる訳ではありません。他団体等と共催する活動の場合には、ロータリークラブが主体として活動する事業であれば適格です。しかし、他団体等が主体となっている活動に対して協賛金を支援する等は不適格です。

補助金の授与と受託の条件を順守

上記の他に、「ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受託の条件」（45ページ）に記載されている「II. 受領資格の指針」、「III. 誓約事項」、「VIII. 支払い」、「IX. 報告要件と書類の保管」の各項目に記載されている条件を順守する必要があります。従来の地区補助金とは扱いが変更になっていることを認識してください。

不正使用は許さない

当然のことながら、補助金は申請書に記載した通りの活動に使用しなければなりません。このことは、日本では当たり前と考えますが、世界の中にはそうでもないのがあるようです。

2013年4月開催の管理委員会の決定事項の3項目目に「地区補助金とグローバル補助金で、既存建物の増築を認めないこととする。これは、増築として承認された補助金が新築に使用されるケース（管理委員会の方針に違反）が頻発したためです。既存の建造物の改装、修理はこれからもみとめられます。」というものがあります。

このような使い方をした地区やクラブは、財団と地区との参加資格を結んでいます。これが取り消しになる可能性が考えられます。1クラブの不正使用が、地区全体に影響を及ぼす可能性があります。このような事はないと思いますが、各種の規定を順守するよう、充分気を付けてください。

財務管理計画

クラブは、補助金を受領する前に財務管理計画を立てる必要があります。これは、資金の適切な監督、一貫管理運営、透明性を促すとともに、間違いや資金の不正使用を防ぐことを目的としています。31ページに財務管理計画の見本を掲載しましたので、これを参考にして各クラブで作成してください。

財務管理計画には以下の手順を盛り込みます。

- 全ての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持する。
- 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
- 資金の換金等を含む補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

銀行口座

財団補助金の受け取りと支払のみを専用とするクラブの銀行口座を開設してください。各補助金にそれぞれ別個の口座を開き、補助金の出し入れだけに使うようにします。補助金は、利子収入を生むことを意図すべきでないため、普通預金口座としてください。銀行口座の名義にはクラブ名が含まれるようにし、資金の引き出しには2名のロータリアンが署名人となる必要があります。この2名の署名人は、預金口座から引き出す前に支払伝票を作成し、その伝票に2名が署名するという意味です。

銀行口座の署名人がその役目を果たせなくなった場合に備え、補助金専用口座の管理者の変更に伴う引継ぎの計画を立てておいてください。プロジェクト実施中に口座署名人が入れ替わる場合には、必ず財団に通知してください。

書類の保管

クラブの覚書（MOU）に則った補助金管理を行うため、詳細な記録を保管しておく必要があります。火災や自然災害によって活動が中断されるといった事態を防ぐため、全書類のコピーを取っておいてください。特にロータリー財団に原本を提出することが義務付けられている場合には、書類のコピーを必ず取っておいてください。

保管する目録システム

補助金で購入、製造、配給した設備やその他の財産を管理するための目録を作り、これらの品の所有者や所有団体を明記してください。補助金で購入・製造・配給した財産をロータリークラブが所有することは認められておりません。これは法的に受益者の所有物としなければなりません。さらに、プロジェクト終了後に提唱者や地域社会の人々が参照出来るよう、これらの品が地域社会のどこにあるか、その場所を正確に記録しておいてください。

保管する書類の例

地区補助金、グローバル補助金の保管する必要書類は、次の通りです。

- 補助金に関連する連絡文書（Eメールを含む）
- 受益者に関する書類（地域調査書、同意書を含む）
- 業者に関する書類（見積書、契約書、同意書等）
- 奨学生に関する書類（請求書と領収書、同意書）
- 補助金に関する書類（会計書類、銀行明細書、見積書、請求書と領収書、目録、写真）
- 地区補助金に関連してクラブから提出された情報（補助金申請書／要望書、業者からの見積書、請求書と領収書、報告書、地区がクラブに提出を義務付けているその他の書類）



地区補助金

地区補助金は、地元社会と海外において、幅広いさまざまな人道的・教育的活動を支援するものです。

地区補助金の対象となる活動は、次の活動です。

- 財団の使命(*)にあてはまる活動
- ロータリアンが積極的に関与する活動

地区補助金は、ロータリアンが柔軟性をもってプロジェクトに活用出来る補助金で、地区財団活動資金(DDF)を通じて提供されます。

地区補助金は、権限が地区に大幅に移譲されました。その結果、公金である財団の資金を財団の資金の用途について、地区が責任を持って管理しなければなりません。独立した外部監査を受けるか、地区ロータリー財団監査委員会の監査を受けて、間違いのない運用が求められています。どちらを選ぶかは、地区に任されています。第2790地区では、本年度から地区ロータリー財団監査委員会を設置して監査を受ける方式を採用しました。

従来の地区補助金は、1件のプロジェクトが25,000ドルを超えると外部監査が必要でしたので、第2790地区では、各クラブに配分する資金として、最大25,000ドルを申請していました。残額の多くの部分を国際親善奨学生派遣費用、ロータリー平和センターへの寄贈、ポリオプラスへの寄贈に充ててきましたが、この監査の要件が変更になりましたので、従来の方針を変更しました。

地区補助金が使いやすくなりましたので、地区内各クラブで大いに使って頂きたいと期待しています。地区内クラブの中には社会奉仕活動や国際奉仕活動を実施していないクラブが結構あるようです。クラブ会員全員が参加して社会奉仕活動や国際奉仕活動を実施することにより、地域社会が豊かになります。ロータリーの広報にもつながります。これらに増して、クラブ会員のロータリーに対する認識が変化すると思います。そして、我々のクラブではこういう奉仕活動をしているということ、自信を持って地域社会の皆さんに話すことが出来るようにもなります。その結果は会員増強にもつながると考えられます。こうしたことから、地区ロータリー財団委員会では多くのクラブが地区補助金を申請して頂きたいと期待している訳です。

地区補助金の制度がスタートした2005-06年度以後、地区内クラブの内54クラブが地区補助金を利用しました。地区内クラブの約64.29%にあたります。まだ申請していないクラブは30クラブです。今迄申請したクラブも、まだ申請していないクラブも、次年度のプロジェクトを計画され、是非とも申請されるように期待しています。

より多くのクラブに地区補助金を配分したいと願っていますが、財源は3年前の皆様からの寄付金です。地区補助金をより多く配分するためにも、地区内会員の皆さんに寄付金をお願いしています。皆様のクラブでは、寄付金の目安として一人当たり100ドルとされてこられました。ここ数年の実績を見ますと、一人当たりの寄付金は130ドル程度になっています。そこで本年度の目標を一人当たり130ドルにして頂き、それ以上の寄付をお願いしたいと期待しています。多くのクラブが一人当たり100ドルの目標のままとされておられるようです。次年度のクラブ活動計画書を作成される際には、是非共一人当たり130ドルを目標として頂きたく、宜しくお願い致します。

次年度のRIテーマは「LIGHT UP ROTARY ロータリーを輝かせよう」です。皆さんのクラブが輝くように、活発な活動を実施しましょう。そしてその資金の一部としてロータリー財団の地区補助金を申請してください。

(*) ロータリー財団の使命

ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて世界理解、親善、平和を達成出来るようにすることである。

具体的には、RI理事会と管理委員会が、ポリオプラス・プログラムを完遂することでポリオ撲滅の目標を達成し、友好と理解を助長する教育的、文化的プログラムを強調、充実させ、世界のあらゆる地域において人道的ニーズを満たす補助金を提供し、人々の間の平和な関係を深めるためのプロジェクトを拡大することである。

地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動

地区ロータリー財団委員会ではクラブからの申請を審査しますが、財団が定めた要件の他に地区が独自に定めたものもあります。次の活動にあてはまる事業を申請してください。なお、1つの活動の内、以下にあてはまらない部分がある場合には、あてはまる部分について承認します。

地区補助金の対象となる事業は前ページに記載しましたが、地区の要件を含めて、次の事業に配分します。なお、すべての地区補助金は、**ロータリー財団の使命にあてはまる活動であること**と、**ロータリアンが直接参加すること**が求められます。

- クラブが毎年継続して活動しているものについては、概ね5年間に1回申請することが出来ます。
- 従来飲食に関する費用は一切認めておりませんでした。未来の夢計画に移行しましたので、活動の中で必要と認められた飲食に関する費用については、審査の対象にします。
- 人道的な活動で、本当に困っている人々を支援するものであることが望ましい。
- 物品を贈呈する活動は、単に贈呈ではなく、ロータリアンが直接参加するような活動であり、不特定多数の人々のために利用されることであれば適格です。（特定の人に贈る場合は不適格です。）
- 建物の新築と増築は不適格です。既存の建造物の改装・修理は、これからも認められます。
- 地域社会のニーズが高い子供達の研究・学習・放課後のプログラム支援事業も可能ですが、補助金の対象にならない場合もありますので、事前に地区ロータリー財団委員会にご相談ください。
- 単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。
- 地域の障害者や高齢者のための支援活動は適格です。（単なる娯楽的なものは不適格です。）
- コンサートや単なる文化講演会は不適格です。
- お祭りや行事への協賛、他団体が実施する活動への協賛は不適格です。
- 史跡の標識やモニュメントに類したものは不適格です。
- ホームページの作成費用は不適格です。
- 障害者をサポートして美術館等へ招待する活動は、障害者のチケット代は適格です。
- 植樹や環境保全、環境美化活動、講演の遊具やベンチ、これらの維持管理道具類の寄贈は、地域社会全般に役立つものであれば適格です。
- プロジェクト実施のための傷害保険料は適格です。
- ロータリアンのための費用は、全て不適格です。
- 他団体等が主催する活動に協賛する形で協賛金を贈呈する活動は不適格です。

地区補助金の申請

地区補助金は、地区が一括して1年度に1回のみ申請出来ます。地区の奨学生を採用した場合には、その奨学金の申請も、各クラブの活動資金と一緒に申請することになります。

2014-15年度では地区補助金奨学生の派遣はありませんが、地区補助金を申請して7月上旬に実施するクラブのプロジェクトが予定されていても間に合うよう、皆さんのクラブからの申請期日を、昨年と同様に**2014年5月15日まで**としましたので、お早めに準備するようお願いいたします。

地区ロータリー財団委員会では、多くのクラブから申請して頂くよう期待しています。

地区補助金の管理

ロータリー財団の資金は、全世界のロータリアンからお預かりした大切な資金です。財団では「公金」と呼んでいます。公金ですから、しっかり管理する必要があります。日本国内では考えられないかも知れませんが、補助金を申請した目的以外に使用したり、不正に使用したりする事例があるようです。こうした不正を防止するために、クラブは「クラブの参加資格認定：覚書(MOU)」を地区に提出し、地区は「地区の参加資格認定：覚書(MOU)」を財団に提出しないと、補助金を受ける権利がありません。更に「ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金授与と受託の条件」を作成して、不正等が発生しないようにしています。

これらMOU、ロータリー財団が定めた各種規定や条件等を順守してください。財団はいつでも地区の監査を実施することができるようになってきました。地区では、いつでも監査を受けられるようにするために、皆さんのクラブが、ロータリー財団の資金をしっかり管理しておられることを示す必要があります。

クラブの参加資格

地区補助金を申請出来るクラブは、次の要件を満たしていなければなりません。

- クラブの参加資格認定：覚書（MOU）を、クラブ会長と会長エレクトが署名して地区に提出する。
- 毎年最低1名のクラブ会員を、地区ロータリー財団委員会が開催する「補助金管理セミナー」に出席させる。

この参加資格は1ロータリー年度有効です。クラブのMOUでは、グローバル補助金を申請する場合には必須条件ですが、地区補助金を申請する場合には地区で定めることになっています。

第2790地区では、2013-14年度の申請については、これらの条件は不要としました。これは、未来の夢計画が導入される初年度ですから、クラブの負担を軽減するためでした。しかし、次年度（2014-15年度）実施のプロジェクト申請からは必須条件としましたので、お間違いの無いようお願いいたします。

地区補助金を受領した後

地区から財団に地区補助金を申請して、財団が認めると資金が地区に振り込まれます。地区はその資金受領後、該当のクラブ等に振り込みます。その際には、次のことをお願いします。（MOU = 26ページ）

- クラブの参加資格認定：覚書（MOU）に記載されている「2. クラブ役員の責務」を守る。
- MOUの「3. 財務管理計画」に従って、資金を適切に管理する。
- MOUの「4. 銀行預金に関する要件」に従って、財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする銀行口座を開設して、資金の支払いには2名のロータリアンが署名人となること。
⇒ 2名の署名人とありますが、銀行口座に2名の名義という意味ではありません。クラブが活動資金を引き出す際に支払伝票を作成して、その支払伝票に2名が署名するという意味です。

地区補助金活動が終了した時

地区補助金の対象となったプロジェクトが終了した時は、そのプロジェクト終了後1ヵ月以内に地区ロータリー財団委員会に活動報告書を提出してください。その際には補助金の対象となった活動の全ての支出の領収書のコピーを同時に提出してください。（全ての書類の原本は、クラブで5年間保管してください。）また、支払承諾書やその他の書類のコピーも同時に提出してください。

書類の保管

MOUの「6. 書類の保管」に従って関係書類を作成・整備し、5年間保管してください。

地区の審査基準

地区ロータリー財団委員会は、クラブから提出された申請書を審査する基準は、前頁に記載した「地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動」に記載された基準で審査します。

この場合、クラブからの申請書の予算項目を基準に照らし合わせます。この予算項目の中に基準にあてはまらない項目があった場合には、その項目を除外して計算します。除外された項目に要する資金は、全額クラブで拠出して頂くこととなります。

DDFの配分は、基準にあてはまる予算項目の合計額の50%を目途にします。クラブからの申請額の合計額と地区ロータリー財団委員会で定めた地区補助金配分額等を考慮して補助金を決定します。クラブからの申請が多い場合には、概ね比例して減額する場合があります。また、1クラブに配分するDDFは、3,000ドルを上限とします。これはなるべく多くのクラブに補助金を配分するためですので、ご了解ください。

第2790地区では、クラブの一人当たりの寄付額は考慮しない事になっています。寄付額ゼロのクラブでも申請を受け付けています。地区によっては、そのクラブの3年前の一人当たりの寄付額の何倍をそのクラブに配分する上限にするとか、受付順に審査して予算額に達した時点で打ち切りするといった方法で配分していますが、第2790地区では、これらは考慮しません。申請期日を設定して、締切り後申請のあったプロジェクトを一括して審査します。



グローバル補助金

協同提唱者との強いパートナーシップ

グローバル補助金を申請する前に、クラブは、共同提唱者との強いパートナーシップを築き、地域社会のニーズを基に、達成可能、測定可能、持続可能な成果を目指すプロジェクトを立案してください。

クラブでグローバル補助金を申請しようと計画した場合には、地区ロータリー財団委員会に計画段階から連絡してください。申請後も、財団から様々な質問事項等がメールで来ますが、これらの質問事項やそれに対する回答、協同提唱者とのやりとりのメール等、プロジェクトに関する全ての文書等を地区ロータリー財団委員会に報告して下さい。地区ロータリー財団委員会は、皆さんのクラブのプロジェクトが承認され実施出来るよう最大限協力させていただきます。

グローバル補助金を申請する場合には、実施国側提唱者（相手国のロータリークラブ）が申請書を作成する場合がありますが、援助国側提唱者である皆さんのクラブで作成するように期待しています。

協同提唱者

グローバル補助金を申請する場合、実施国側と援助国側の双方のクラブ（または地区）が協同で提唱者となる必要があります。通常、プロジェクト実施地の事情に詳しく、実施地の近くに住む実施国側提唱者が地域のニーズ調査、プロジェクトの実施、費用の管理を担当します。

さらに双方の提唱者は、第三の協力者として、他団体（非営利団体、市民団体、自治体など）と協力することも出来ます。協力団体は、技術的な支援や、インフラの提供、外部への働きかけ、研修、教育などの面で支援を提供出来る可能性があります。協力団体を探す際には、その団体の定評や信頼性などを事前に調べましょう。また、他団体と協力する場合は、プロジェクトを始める前に、「協力団体との覚書（MOU）」を作成し、取り交わします。取り交わしたMOUは、申請書に添付する必要があります。

双方の提唱者および協力団体が合同で決定を行い、プロジェクトと資金を効果的に監督し、今後のプロジェクトに向けて協力関係を築くには、相互に円滑なコミュニケーションを取ることが大切です。補助金の活動と進捗について連絡を取り合う方法と頻度を、事前に決めておいてください。

地域調査

補助金の計画を立てる前に、まず地域のニーズ調査を行います。この調査で、地域社会が抱えるニーズや問題を明らかにし、利用出来るリソースにはどのようなものがあるか、問題に対する取り組みが既に行われているかどうか、どのようなアプローチや活動が可能かなど、役立つ情報を得ることが出来ます。

調査で複数のニーズが明らかになった場合、地元地域の人々が最も強く解決を望んでいる問題やニーズは何か、また、これにクラブがどのように取り組むことが出来るかを検討します。その上で、財団の補助金やクラブのリソースを用いて最も効果的に取り組めるニーズはどれかを判断します。また、会員の専門スキル、プロジェクト実施の場所、活動に必要な時間と資金なども考慮に入れましょう。

プロジェクトの計画

計画を立てる際には、プロジェクトの各段階の実施方法を決め、各段階に必要な手配、実行項目、実行責任者、資金の支出方法、完了期日などを文書にまとめます。また、ロータリー財団とR Iの方針をどのように順守するかを詳細に決めます。

その他の準備等

- **プロジェクト委員会を任命する** ⇒ 実施国側、援助国側の双方の提唱者は少なくとも3名のロータリアンから成るプロジェクト委員会を任命し、補助金関連の全連絡について財団との主な窓口となる代表連絡担者を1名決めます。
- **持続可能な解決策を立てる** ⇒ グローバル補助金は長期的に持続する成果に対する投資です。プロジェクトは様々な形で持続可能なものとする必要があります。
- **測定可能な目標を立てる** ⇒ プロジェクトの成果の測定方法を、計画段階で決めておきます。目標を立てる場合には、53ページの「ロータリーの重点分野」を参考にしてください。

グローバル補助金の申請

グローバル補助金の申請は、「My Rotary」からオンラインで申請します。この申請は、2つのステップから成っています。これは提唱者が膨大な時間を割いて活動計画を詳細に決める前に、活動がグローバル補助金の条件を満たすようにすることを目的としています。

申請しようとするクラブは、**事前に地区ロータリー財団委員会に連絡してください**。地区ロータリー財団委員会では、皆さんのクラブの申請が承認されるように、相談とアドバイスをします。例えば海外のクラブや地区が援助国側の提唱者となって、地区内クラブや地区が実施国の提唱者となり、第2790地区のDDFは使用しないプロジェクトであっても、事前に地区ロータリー財団委員会に連絡してください。この場合でも、第2790地区の地区ロータリー財団委員長が承認手続きをしないと、そのプロジェクトは承認されません。

グローバル補助金の最初のステップ

申請プロセスの第1段階では、プロジェクトの活動がグローバル補助金の要件を満たしているかどうかを確認します。

グローバル補助金申請書の記入を始める前に、プロジェクトの内容と資金調達方法について地区ロータリー財団委員会と話し合ってください。

グローバル補助金の申請書に記載すべき内容

グローバル補助金の活動の内、人道的プロジェクトと奨学金の活動について、申請時に答える必要がある質問を以下に記載します。これらの質問は変更される可能性があります。

人道的プロジェクトへの申請

目的

- このグローバル補助金の目的について、短い2、3文でご説明ください。
- このグローバル補助金によって誰が恩恵を受けますか。
- このプロジェクトはどこで実施しますか。
- プロジェクトはいつから実施される予定ですか。
- このプロジェクトは地域社会のどのようなニーズに取り込みますか。また、そのニーズはどのようにして特定されたものですか。関連するデータまたは調査結果も併せてご記入ください。
- このプロジェクトは、それらの地域社会のニーズにどのようにして取り組みますか。詳細にご説明ください。
- 地元地域社会の人々は、このプロジェクトの計画にどのようにかわりませんか。このプロジェクトは、現在行われている地元社会の取り組みと一致したものですか。
- グローバル補助金で行われる研修、地域社会の啓蒙活動、教育プログラムについてご説明ください（該当する場合）。これらは誰が実施しますか。また、研修・啓蒙・教育プログラムの参加者はどのように選ばれますか。

重点分野

- グローバル補助金は、少なくとも一つのロータリー重点分野の目標を支えるものでなければなりません。申請時に、このグローバル補助金が支える重点分野と目標を選ぶ必要があります。
- これらの目標をどのように満たしますか。
- 活動の成果をどのように測りますか（基準、目標、測定方法、策定のスケジュール）。

参加者

- 活動実施地のある国や地域のロータリークラブまたは地区(実施国代表提唱者)、および活動実施地以外の国や地域のロータリークラブまたは地区(援助国代表提唱者)を申請書に記入します。双方の提唱者は、3名から成る補助金委員会を結成し、そのうち1名が代表連絡担当者となる必要があります。
- グローバル補助金委員会の委員名を入力し、これらの委員にプロジェクトとの利害の対立(利害関係)の可能性がある場合は、開示してください。

協力団体

- 協力団体の名称を入力してください。
- 代表提唱者と協力団体の間で交わされた覚書(MOU)をPDF形式でアップロードしてください。
- この団体を選んだ際のプロセスをご説明ください。この団体が持つどのようなリソースや専門知識が役立ちますか。

その他の協力者

- そのほかに、このプロジェクトに参加する協力者を挙げてください。これには、(代表提唱者以外の)ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊(RCC)、および個人が含まれます。

旅行するボランティア

- 人道的プロジェクトの一環として、ボランティアの海外渡航が最高2名まで認められています。これらの人は、研修を提供する目的、またはプロジェクトを実施する目的で渡航するものであり、その人の持つスキルが現地では得られないことを実施国側提唱者が確認することが条件となります。
- 旅行するボランティアが担当する責務、および各人が現地で実行する具体的な任務をご説明ください。
- 旅行する各ボランティアの履歴書をPDF形式でアップロードしてください。
- 旅行するボランティアの毎日の日程をアップロードしてください(旅程、研修、プロジェクトでの活動をすべて含む)。

ロータリアンの参加

- この活動で実施国のロータリアンが担う役割と責務を説明してください。
- この活動で援助国のロータリアンが担う役割と責務を説明してください。
- このプロジェクトの実施において地元地域社会の人々が担う役割を説明してください。地元の人々の参加を促すために、どのような奨励(インセンティブ)方法を用いますか(例:報酬、賞の授与、修了証、助成など)。
- 地元地域社会において、成果のモニタリングと活動の継続の監督を誰が担当することになりますか。

予算

- 活動の経費の内訳を詳細にご入力ください(例:宿泊、機材、備品、モニタリングと評価、運営、人件費、プロジェクト管理、広報、標識、旅行、授業料など)。
- これらの予算を裏付ける書類(業者からの見積書など)をアップロードしてください。
- 予算に計上された物品やサービスを選んだプロセスについてご説明ください。現地の業者から物品やサービスを購入する予定ですか。複数の業者から見積もりを取り寄せ、入札プロセスを行いましたか。これらの予算品目は、現地の文化やテクノロジーの水準に見合っていますか。
- 受益者は、これらの品目をどのように維持。管理しますか。(該当する場合)交換部品やスペアが現地で入手可能であること、および機材を使用するスキルが受益者に備わっていることを確認してください。
- 補助金で購入した品(機材、財産、資料など)は、プロジェクト後に誰が所有することになりますか。これらの品はロータリークラブまたはロータリアンが所有出来ないことにご留意ください。

資金調達

- 調達する資金とその資金源をすべて挙げてください。
- プロジェクトの成果を長期的に保つための現地の資金源を特定しましたか。プロジェクトを継続していくための資金となる収入を生み出す方法を導入しますか。

奨学金の申請

目的

- このグローバル補助金の目的について、短い2、3文でご説明ください。
- このグローバル補助金によって誰が恩恵を受けますか。
- 奨学生の出発日と帰国日はいつ頃になる予定ですか。
- この候補者をどのように選びましたか。
- この候補者は、グローバル補助金奨学金の受領資格をどのように満たしていますか。

重点分野

- グローバル補助金は、少なくとも一つのロータリー重点分野の目標を支えるものでなければなりません。申請時に、このグローバル補助金が支える重点分野と目標を選ぶ必要があります。
- これらの目標をどのように満たしますか。

参加者

グローバル補助金委員会

- 留学地となる国や地域のロータリークラブまたは地区(実施国代表提唱者)、および留学地以外の国や地域のロータリークラブまたは地区(援助国代表提唱者)を申請書に記入します。双方の提唱者は、3名から成る補助金委員会を結成し、そのうち1名が代表連絡担当者となる必要があります。
- グローバル補助金委員会の委員名を入力し、これらの委員にプロジェクトとの利害の対立(利害関係)がある場合は、開示してください。

奨学金候補者

- 奨学金候補者の連絡先をご入力ください。
- そのほかに、このプロジェクトに参加する協力者を挙げてください。これには、(代表提唱者以外の)ロータリークラブ、ロータリーアクティブクラブ、ロータリー地域社会共同隊(RCC)、および個人が含まれます。

受入側カウンセラー

- 受入側カウンセラーは、奨学金留学中およびその前後に、奨学生を支援します、この奨学金で受入側カウンセラーを務めるロータリアンの氏名をご入力ください。

その他の協力者

- そのほかに、このプロジェクトに参加する協力者を挙げてください。これには、(代表提唱者以外の)ロータリークラブ、ロータリーアクティブクラブ、ロータリー地域社会共同隊(RCC)、および個人が含まれます。

ロータリアンの参加

- この活動で実施国のロータリアンが担う役割と責務を説明してください。
- この活動で援助国のロータリアンが担う役割と責務を説明してください。

予算

- 活動の経費の内訳を詳細にご入力ください(例:宿泊、機材、備品、モニタリングと評価、運営、人件費、プロジェクト管理、広報、標識、旅行、授業料など)。
- 予算を裏付ける書類(業者からの見積書など)をアップロードしてください。

調達資金

- 調達する資金とその資金源をすべて挙げてください。

未来の夢計画 グローバル補助金 モニタリングと評価のツールキットについて

グローバル補助金は、持続可能性と補助金の効果や成果を評価することになっています。以下を参考にして下さい。

「未来の夢計画 グローバル補助金 モニタリングと評価のツールキット」が、ウェブ上にアップされています。このキットは、ページ数が多いため、この冊子には入れませんでした。グローバル補助金のプロジェクトを申請するクラブは、このキットをダウンロードして、申請前から持続可能性と補助金の効果や成果を評価する方法を確立しておいて下さい。このページでは、このキットから抜粋して掲載します。

持続可能性

ロータリー財団は、「**持続可能性**」を「補助金資金がすべて使用された後も、地域社会の継続的ニーズを満たすために、プロジェクトがもたらした影響を長期的に持続出来ること」と定義しています。グローバル補助金はまさに、地域社会に長期的な成果をもたらす活動を支援するものです。ロータリアンが、持続可能なプロジェクトを実施することにより、活動や補助金の成果を最大限に高められます。

プロジェクトを持続可能なものとするには、最初の計画段階が重要です。補助金活動が終了し、資金がすべて使用された後も、受益者自身が末永く成果を持続出来るよう、プロジェクトの計画を立てます。

持続可能性は、さまざまな方法で高めることが出来ます。

- ニーズに取り組み続けられるよう、地域社会の人々の知識や能力を伸ばす研修を提供する
- プロジェクトを継続して管理するため、地域の人々を中心とした恒久的な委員会を設置する
- 活動を継続し、メンテナンスを続けるため、サービスに対する使用料を設け、資金を確保する
- 地域の人々が収入を増やし、経済的な安定性を得られるよう、収入確保に焦点を当てる

繰り返しとなりますが、プロジェクトや活動の計画を決定した後ではなく、計画を行う段階で「持続可能性」の要素を盛り込むようにしてください。既に決定した計画に、この要素を後から追加すると、グローバル補助金手続きの遅れにつながります。

補助金の効果や成果を評価

各重点分野について**ロータリー財団が定めた評価基準**があります。グローバル補助金の提唱者は、プロジェクトに合わせて評価基準を選び、それについてのデータを集めるよう義務付けられています。表には、評価基準、定義、測定方法が記されています。

各分野別の評価基準の他に、プロジェクト特有の測定基準を設けて評価することも出来ます。

プロジェクトの成果を測るためのモニタリングと評価の計画を立て、目標とする期日を決めます。

- **基本データを設定する**： ニーズ調査で特定された活動、場所、対象者（受益者）の現状データが、基本データとなります。基本データは、プロジェクト実施前の状況を表すものです。このデータを基準として、具体的な目標を設定し、活動の進捗を測ることになります。
- **具体的に**： プロジェクトの関係を受ける人々が誰なのかを明らかにし、実際にどのような恩恵を受けることになるかを具体的に思い描きます。
- **ベンチマークを定める**： プロジェクト目標に向けた進捗を評価するためのベンチマークを定めます。
- **成果の測定方法を決めておく**。

審査、視察、監査

財団の人道的補助金の専門家は、ロータリアンに専門的な援助を提供するだけでなく、財団管理委員会に代わってグローバル補助金プロジェクトの評価を行います。プロジェクト実施中、以下の種類の評価が補助金の専門家によって行われる可能性があります。

- 専門的審査：申請書のみに基づき、専門的な見地からプロジェクトの実施可能性について評価が行われる（現地

視察やプロジェクト提唱者との連絡は行われません。

- 現地視察：提案されているプロジェクトの実施可能性を、現地で専門の見地から評価したり(事前現地視察)、継続中のプロジェクトの実施状況を視察したり(中間視察)、完了したプロジェクトの影響や成果を評価する(事後現地視察)。専門家のメンバーがプロジェクト実施地を訪れ、プロジェクト提唱者や地元の代表者と会う。
- 監査：補助金資金の管理や監督状況について評価が行われる。専門家のメンバーが、実施地でプロジェクト提唱者や地元の代表者と会う。

定期的に行われる評価に加え、管理委員会は毎年、一定の割合の補助金を任意に抽出し、監査を行うことを義務づけています。

報告

補助金の代表提唱者には、補助金資金の使用に関する報告が義務づけられています。報告書はすべて、My rotary から提出してください。中間報告書は最初の補助金の支払いから12ヵ月以内に、その後は12ヵ月ごとに提出します。最終報告書はプロジェクトの完了から2ヵ月以内が提出期日となっています。

未使用の資金はすべて、ロータリー財団に返還する必要があります。クラブや地区が期日を過ぎても補助金報告書が未提出である場合、その報告書が提出されるまで新規の補助金申請書を提出することが出来ません。

報告書の提出締切日は、オンラインシステムに掲載されます。これに加え、期日を過ぎても未提出の報告書がある場合、報告書提出を要請する通知が財団から代表提唱者に送られます。この通知は、ゾーン、地区、クラブのリーダーにもCCで送信されます。

- 18ヵ月：補助金が支払われてから、または前回の報告書が受理されてから18ヵ月以上報告書が提出されない場合、代表提唱者に財団から通知が送付されます。
- 24ヵ月：24ヵ月経つても十分な報告書が提出されなかった場合、2回目の通知が財団から送付されます。この通知には、その後6ヵ月以内に報告要件が満たされない場合には、代表提唱クラブが終結となる可能性があることが伝えられます。
- 30ヵ月：30ヵ月経つても報告要件が満たされなかった場合、代表提唱クラブの終結が国際ロータリー理事会に勧告される旨、代表提唱クラブに伝えられます。

奨学生と職業研修チーム(VTT)が補助金活動に含まれている場合、ロータリアンではないこれらの受領者が使用した補助金についても、提唱クラブ(または地区)が責任を持って財団に報告する義務があります。これらの受領者に各自の責務について伝え、補助金資金が承認された通りに使用されるよう、受領者と定期的に連絡を保つようにしてください。

グローバル補助金の報告書に記載すべき内容

グローバル補助金の報告書形式は、オンラインシステムで記入します。

- 補助金活動の目的
- 補助金プロジェクト/活動の目標
- 目標の達成状況、およびそれによって重点分野にどのように取り組んだか
- モニタリングと評価計画の結果
- 双方の提唱者が補助金にどのように関与したか
- プロジェクト/活動から恩恵を得た人の数、およびどのような恩恵があったか
- 補助金の使途の内訳(業者名を含む)
- 協力団体が受け持った役割(該当する場合)
- (プロジェクト専用口座の場合)口座が解約されたことを示す銀行明細書、または補助金全額と利子がすべて支出されたことを示す銀行明細書

奨学生と職業研修チーム(VTT)を派遣した場合、上記の他下記も記載します。

- 留学(派遣)中に奨学生(またはチームメンバー)から提唱クラブ(または地区)に提出された報告書
- 留学(派遣)終了直後に提出された奨学生(またはチームメンバー)からの最終報告書



ポリオプラス

ポリオプラスは、国際ロータリーの特別プログラムであり、世界からポリオ（骨髄性小児麻痺）が撲滅されるまでは、他のいかなるプログラムより優先されるものです。

ポリオはもう終わったのではないか、という話しを聞きます。これは、年表をご覧頂くとご理解頂けると思います。が、何回かのキャンペーンを行いました。そのキャンペーンが終了した（以下の年表にゴシック体・赤色で表示）のと、ポリオの活動が終了したのと混同しているのではないのでしょうか。

全世界のロータリアンのお蔭で、全世界からポリオを撲滅しようというロータリアンの願いが、今叶えられようとしています。「あと1インチ」というキャンペーンが進行中ですが、本当にあと一息です。

2013年6月にポルトガルのリスボンで開催されたR I 国際大会で、ロータリーとビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団は、ポリオ撲滅活動を支援するパートナーシップの拡大を発表しました。この新しいパートナーシップでは、2018年までの5年間、ロータリーがポリオ撲滅に寄せる寄付に対して、ゲイツ財団が2倍の額を上乗せすることになります（年間3,500万ドルまで）。これにより、5億ドル（約500億円）以上の資金確保も可能となります。



このキャンペーンについては、まだ目標等が示させていませんが、皆さんがポリオプラスに寄付して頂いた金額が3倍の金額になります。次年度第2790地区では、年次基金には、一人当たり130ドル、ポリオプラスへの指定寄付金には、一人当たり20ドル～25ドルをお願いしています。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

ポリオプラスプログラムの歴史

- 1979年 3・Hプログラムとして、フィリピンの600万人の児童にポリオの予防接種をするという5ヵ年プロジェクトを実施。R Iの75周年基金から補助金が授与された。
- 1985年 ポリオプラス・プログラムが発足。1億2,000万ドルを募金する声明を発表。
- 1986年7月 1億2,000万ドルの募金スタート。
- 1988年6月 2億4,700万ドルの募金額を達成し、**募金(キャンペーン)を終了**。日本は募金目標が40億円と巨額であったので、R Iの承認を得て募金キャンペーン期間を5年間と定め、1991年6月、約4,000ドル（約49億円…世界の約16%）の募金額を達成し、**募金(キャンペーン)を終了**した。
- 1990年 米州がポリオ撲滅宣言。
- 1995年 規定審議会でもポリオプラス・プログラムの目標は、2000年までにポリオを一掃し、2005年までに、ポリオの撲滅を証明することであると採択がなされた。
- 2000年 西太平洋地域がポリオ撲滅宣言。
- 2002年 ヨーロッパ地域がポリオ撲滅宣言。
- 2002年4月 8,000万ドル目標の募金キャンペーンスタート。日本は2005年6月までの3年間で、約17億円（約1,517万ドル…世界の約19%）の募金を達成し、**募金(キャンペーン)を終了**した。
- 2007年 規定審議会でも、ポリオの撲滅を国際ロータリーの最優先の目標とすることを承認、確認。
- 2009年 1985年以来、ポリオの撲滅活動に8億ドル以上を寄付してきた。その結果ポリオの発症数は99%以上減少した。
- 2008年～12年 ゲイツ財団が3億5,500万ドルの寄付、ロータリー2億ドルチャレンジ寄付、合計5億5,500万ドルをポリオ撲滅活動に提供していくことになった。この目標は、2012年1月達成し、**キャンペーンを終了**した。
- 2012年2月 インドがポリオ撲滅宣言。常在国はアフガニスタン、ナイジェリア、パキスタンの3ヵ国のみとなった。発症件数は、大幅に減少している。
- 2013年6月 R I 国際大会で、2018年までの5年間、ロータリーがポリオ撲滅に寄せる寄付に対して、ゲイツ財団が2倍の額を上乗せする（年間3,500万ドルまで）、と発表。

ポリオプラス用語集

ポリオプラスには様々な用語があります。その内の幾つかをご紹介します。

余談ですが、2013年10月以後ロータリー用語のカタカナ表示における中黒(「・」)の使用方針が変更になりました。以前は「ポリオ・プラス」と表記していましたが、このカタカナ表記の変更により、「ポリオプラス」と表記されることになりました。「ロータリー・クラブ」という表記も、「ローリークラブ」と表記されます。この冊子では、これらの変更を取り入れて、新しい表記にしています。

ポリオウイルス

劣悪で管理の行き届いていない衛生状態によって 急性灰白髄炎 (poliomyelitis) を引き起こすウイルス。また、野生型ポリオウイルスとも呼ばれています。

ポリオ常在国

ポリオの感染が途切れたことがなく、ポリオウイルスが自然に発生している国を指します。現在ポリオの常在国は、アフガニスタン、ナイジェリア、パキスタンの3カ国です。

ポリオプラス

1985年に設置されたロータリー財団プログラムで、ロータリーは、世界ポリオ撲滅活動に民間部門による支援を導入しました。ポリオを撲滅するために世界中の地域で行ってきたボランティア活動に加え、ロータリアンによる寄付額は、世界にポリオがないことが証明されるまでに 8億5,000万米ドル以上に上ると予想されています。ポリオプラスの「プラス」は、今後のほかの保健活動に生かすことの出来る全世界ポリオ撲滅の遺産を意味しています。

世界ポリオ撲滅推進計画

世界予防接種活動を支援する国際ロータリーとその世界的パートナーである世界保健機関 (WHO)、国連児童基金 (ユニセフ)、米国疾病対策センター (CDC) によるグループ。この世界的パートナーシップは、1988年、世界保健機関の加盟 169カ国が世界的にポリオを撲滅するという決議を採択したときに形成されました。この推進計画におけるロータリーの役割は、ポリオプラス・プログラムといったプログラムを通じて活動することです。

撲滅の証明

ポリオが撲滅されたという世界的証明がロータリーの第一の目標です。監視活動を通じて、ポリオウイルスの感染が少なくとも3年連続検出されない場合、保健当局がその地域をポリオ無発生(ポリオフリー)地域として証明されるかどうかを決定します。

全国予防接種日 (NID)

定期的な予防接種活動を補足する活動。ポリオウイルスの感染の連鎖を断ち切るために、最も高いリスクを抱える年齢層 (通常、5歳未満) のすべての子供に経口ワクチンを投与し、大規模かつ組織的な予防接種を行い、ポリオウイルスの感染の連鎖を断ち切ることを目的とした予防接種を大規模かつ組織的に行います。ポリオ常在国では、通常、少なくとも3年間、毎年数回にわたって全国予防接種日を実施します。

ポリオ撲滅コーディネーター (EPNC)

全世界に34のゾーンがありますが、第2790地区は第1ゾーンに属しています。ゾーンは国際ロータリーの会長指名委員とR I 理事指名委員を選挙するために、R I 細則で定め、R I 理事会が編成したクラブの集団です。ロータリー研究会は、多くの場合ゾーンを基盤として開催されます。このEPNCもゾーン単位で選出されています。第1ゾーンのEPNCは、第2790地区の白鳥政孝パスト・ガバナーです。



ロータリー平和センター

ロータリー平和センターは、ロータリー財団の主要な教育ならびに平和の優先事項です。2002年、ロータリー財団は、世界の有名大学との協力の下、平和および紛争解決の分野における国際問題研究のためのロータリー平和センターを創設しました。当初は、国際関係、持続可能な開発、平和研究、紛争解決の分野で修士号を目指すプログラムとしてスタートしました。2006年には、タイのチュラロンコーン大学に新しいロータリー平和センターが設置され、中堅クラス以上の経歴を持つ職業人を対象に、平和および紛争解決の分野における専門能力開発プログラム(3ヵ月間)が実施されるようになりました。

ロータリー平和センター・プログラムは、全世界のロータリークラブ会員からの寄付によりささえられております。

プログラムの目標

ロータリー平和センターは、以下を目標に設立されました。

- 平和、親善、紛争の原因と世界理解の問題に関する研究、指導、出版、および知識の増進を図る
- さまざまな国と異なる文化から選ばれたロータリー平和フェローにさらに高度な教育を提供し、将来、政府、民間企業、教育、メディア、その他の職業分野においてリーダーとなる可能性を持つ人々に知識と世界理解を推進する
- ロータリー財団およびロータリークラブが、世界理解と平和に向けてより効果的に人々の寛容の精神と協力を推進する

プログラムの詳細は「ロータリアンのためのプログラム手引き：ロータリー平和センター・プログラム」(085-JA)、「ロータリー平和フェローシップパンフレット」(084-JA)、R Iのウェブサイトに掲載されています。

申請資格のある地区と資金源

ロータリー平和フェローシップは、世界競争制の下に提供されます。すべての地区は毎年、候補者の申請書を数に上限なく提出する資格があります。フェローシップは、地区から寄贈された地区財団活動資金(DDF)による共同基金、使途指定寄付、WF(国際財団活動資金)を通じて、世界規模で支援されます。すべての地区は、本プログラムを支援するために、DDFからいくらかを寄贈するよう奨励されています。

ホスト・エリア

日本では、国際基督教大学(ICU)がロータリー平和センターとの提携大学になっています。ICUは東京都三鷹市に位置しますので、同大学にフェローとして来日した学生をホストするために、第2790地区はホストエリアの一つになっています。ホストエリアとして、毎年1~2名の留学生を引き受け、地区内からホストクラブをお願いし、カウンセラーもお願いしています。また、ホストエリアとして、地区のDDFから毎年25,000ドルを寄贈しています。

申請と選考

申請希望者は、ロータリー平和フェローシップ申請書をロータリークラブから、または、R Iのウェブサイト(www.rotary.org)から入手することが出来ますが、すべての申請書は地元のロータリークラブに提出しなければなりません。クラブは、審査を受けるために、推薦する候補者の申請書を地区選考委員会に提出します。申請書の締切日は、地区の締切日に応じて個々のクラブにより設定されます。クラブは、資格を有すると思われる候補者であれば人数を問わず、地区委員会での審査のために推薦することが出来ます。また、各地区は世界競争制の下で選考される資格ある候補者を何名でも推薦出来ます。地区が推薦するすべての申請書は、フェローシップ支給年度前の7月1日までに必ずロータリー財団に届いていなければなりません。管理委員会の任命による世界選考委員会は、毎年、申請書を審査し、最終的に平和フェローを選びます。選考を通過した候補者には、12月1日までにロータリー平和センターの指定について通知されます。

現在第12期生が学んでいますが、第2790地区からは、12年目で初めて1名の合格者が誕生しました。そして本年度第13期生として、世界中で300名以上の候補者の中から50名が選考されました。この合格者の中に、**船橋ロータリークラブから推薦された古井丸拓也氏**がおられました。古井丸氏の合格は、日本国内からは唯一人でした。皆さんのクラブに問い合わせがあった場合には、この制度をご理解して頂き、適切に対応して下さい。地区ロータリー財団委員会ロータリー平和フェローシップ小委員会に連絡して頂ければ対応致します。



ロータリー財団への寄付

本年度から未来の夢計画が導入されましたが、ロータリー財団に対する寄付の種類、認証の種類ともに従来と変更ありません。ロータリーの理念に共感し、ロータリー財団の活動を支えるためにご支援くださる皆さまに、心より感謝申し上げます。ロータリー財団への寄付は、ロータリー日本財団を経由して寄付された場合には、全ての寄付が税制上優遇措置の対象となります。米ドルでも寄付して頂けますが、この場合には税制上の優遇措置の対象になりませんのでご承知ください。

寄付の種類

寄付の種類は、年次基金、恒久基金、使途指定寄付の3種類です。

年次基金寄付

- 年次基金寄付は、ロータリー財団への寄付の基盤です。ロータリー財団の補助金とプログラムの主な資金源です。第2790地区では、会員一人当たり 130ドルを目標にして頂きたいとお願いしております。
- この年次基金寄付は、3年後に地区財団活動資金（DDF）と国際財団活動資金（WF）に50%ずつ配分されます。DDFは、地区の裁量の下に地区補助金、グローバル補助金、ポリオプラスへの寄贈、ロータリー平和センターへの寄贈等に全額使われます。使用されなかったDDFは、翌年に繰り越しされます。

年次基金は、ロータリー財団の人道的、教育的プログラム一般を支えるための主要な財源となります。大勢の子供たちに読み書きの機会を与えたり、安全な飲み水を提供するために井戸を掘ったりするプロジェクトは、財団の補助金による活動のほんの一例です。

例えば、100ドルの寄付で以下を提供出来ます。

- ケニアの2人の子供の1年分の学費と教材費
- タンザニアの女性と子供たちに、マラリアを防ぐための蚊帳

例えば、500ドルの寄付で以下を提供出来ます。

- 南アフリカの小学生 150人のための図書
- コスタリカの小学生の給食用の電気・ガスオーブン1台
- インドの孤児院にベッド10台

例えば、1,000ドルの寄付で以下を提供出来ます。

- メキシコ原住民の子供たちに歯科治療を行うための歯科用携帯いす1台
- ナイジェリアの妊婦20人のためのビタミン剤と出産にかかわる衛生用品一式
- ウガンダの女学校にコンピューター、教材、本箱6個

恒久基金寄付

- 恒久基金は、最低限のプログラムを継続し、将来の新プログラムまたはプログラムの拡張を可能にするためのものです。
- 恒久基金への寄付金は、使用しないで基金として積み立てておきます。
- 恒久基金への寄付金は、投資収益の50%ずつをDDFとWFに配分されます。
- 恒久基金への寄付方法には、現金寄付は勿論ですが、遺贈による方法もあります。

使途指定寄付

- 使途を指定して寄付する方法です。
- ポリオ・プラスへの寄付が一般的に使われています。
- グローバル補助金の提唱者としての寄付も、使途指定寄付金です。この場合は、承認されたグローバル補助金の承認番号を指定して寄付します。

寄付の方法

ロータリー財団への寄付金は、クラブで取りまとめて公益財団法人ロータリー日本財団に送金する方法と、インターネットで My Rotary から寄付する方法があります。

ロータリー日本財団に送金する場合には、下記の送金明細書を作成して、送金日または事前に E-mail 又は FAX でロータリー日本財団にお送り下さい。

<寄付送金明細書記入方法>

A

公益財団法人 ロータリー日本財団 寄付送金明細書 ロータリアン/クラブ用

[※記入方法参照](#)

振込先: 三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義: 公益財団法人ロータリー日本財団

送金明細書送付先: kifu@rotary.org FAX: 03-5439-0405

問合せ先: 03-5439-5805

通信欄:

①

着金日のRILレートが適用されます

送金情報	送金(予定)日		振込元 金融機関 支店名		送金額合計¥	RILレート
	地区	クラブID# ②	クラブ名		担当者名	TEL
	寄付者名 (領収書宛名) ・個人名 ・法人名 ・クラブ名 ・地区名	ローマ字名 (姓、名)	ID #	寄付分類 ・年次基金(シェア) ・ポリオ・プラス ・恒久基金(シェア) ・補助金(補助金番号) ・その他(詳細)	円金額	\$金額 ・RILレートと円金額 の力で自動計算 ・手書の場合は小 数3位を四捨五 入、第2位まで記 入
	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

記載例の説明書の一部を以下に記載します。インターネットで「※記入方法参照」をクリックすると、詳細に記入された説明書が表示されます。

- ① 通信欄： 記入欄がない事項の連絡にお使下さい。（大口寄付者の公表の確認、メモリアルコントビューション情報のお礼状送付先など、振込や領収書、認証品等に関する連絡事項やご依頼など）
- ② 送金情報： レートは着金日の月のレートになります。数字だけを入力して下さい。例：102
TELは、日中連絡がとれる番号を記入してください。
- ③ 寄付者名： 領収書の宛名となりますので正確をお願いします。
- ④ ローマ字： ローマ字名も登録通りにご記入下さい。法人の場合も正確な英語表記が必要です。1字でも登録と違うと別人とみなされることがあります。パスポートのスペルで登録することをお勧めします。
- ⑤ ID番号： IDの無い方はNEWと記入して下さい。新会員の場合、My Rotary から会員登録し、先にIDを取得するとデータ重複を防ぐことができます。※IDと名前が一致しない場合、機械処理上、ID番号所有者の寄付として扱われることがあります。
- ⑥ 寄付分類： リストから選択して入力できます。補助金番号の入力やその他の寄付、シェア以外を選択する場合には詳細をご記入下さい。ダブルクリックで入力可能になります。記入は「年次」「ポリオ」「恒久基金」「MG # 12345」「GG # 67890」のように記入します。その他については、ホームページをご覧ください。
- ⑦ 円金額： 寄付者、寄付分類毎に円金額を記入します。経費負担を軽減するため、できるだけ一口2千円以上でお願い致します。補助金の提唱者負担分は、送金時のレートで計算します。
- ⑧ \$金額： パソコン入力の場合、RILレートと円金額の入力で自動計算されます。手書きの場合は、小数点3位を四捨五入し、第2位までご記入下さい。

ロータリー財団の認証

ロータリー財団への寄付に対して、ご理解頂き、毎年多額のご寄付をして頂き、感謝を致します。寄付して頂いた方への**感謝のしるし**が認証です。

ロータリー財団の協力財団である、ロータリー日本財団への寄付は、ロータリー財団の寄付認証を受けることが出来、**寄付累計にも加算されます。**

個人に対する認証

個人に対する認証は、つぎのものがあります。

- ポール・ハリス・フェロー（PHF）
- ベネファクター
- 大口寄付者（MD）、アーチ・クランフ・ソサエティ（AKS）

クラブに対する認証

クラブに対する認証は、つぎのものがあります。

- 100%財団の友クラブ
- 100%ホール・ハリス・フェロー・クラブ
- 毎年あなたも100ドルを（E R E Y）クラブ
- 年次基金の一人当たりの寄付上位3クラブ

認証ポイント

- 以前は、個人がPHFになった後に寄付すると、その金額と同額の認証ポイントとなりました。現在は、最初の寄付から、寄付金額と同額の認証ポイントになります。
- 認証ポイントは、他の人に譲ることが出来ます。
- 認証ポイントの移譲は、1ポイント1米ドルです。

ポール・ハリス・フェロー(PHF)、マルチプル・ポール・ハリス・フェロー(MPHF)

個人が寄付をした累計額（他の人から認証ポイントを受けたポイントも含めて）が、1,000ドルに達するとPHFになります。PHFになった人が更に寄付をしていき、累計額が2,000ドルに達するとMPHFになります。更に、累計額が3,000ドルに達すると、MPHF1となります。MPHF 8まで認証されます。MPHF 8（9,000ドル～9,999.99ドル）まで続きます。それ以後はMPHFはありません。

PHFには襟ピンと感謝状が、MPHFには認証状が贈呈されます。

ベネファクター

恒久基金への寄付金額が、累計1,000ドルに達した場合にベネファクターとして認証されます。また、遺言状またはそのほかの資産計画に財団を受益者として指名することを記し、これを書面でロータリー財団に通知した人もベネファクターとして認証されます。

ベネファクターには、ベネファクターの認証状が贈られます。

大口寄付者(メジャードナー=MD)、アーチ・クランフ・ソサエティ(AKS)

MDレベル1（10,000ドル～24,999.99ドル）から、MDレベル4（100,000ドル～249,999.99ドル）、AKS管理委員会サークル（250,000ドル～499,999.99ドル）、AKS管理委員長サークル（500,000ドル～999,999.99ドル）AKS財団サークル（100万ドル以上の各段階があります。

MD、AKSには、クリスタル襟ピンとペンダントが贈呈されます。

ロータリー日本財団

公益財団法人ロータリー日本財団（以下「ロータリー日本財団」）は、2010年12月24日内閣府より公益財団法人として認定を受けました。公益財団法人の認定手続は大変難しいものですが、第2790地区の森島庸吉バスターガバナーが、その専門分野のご経験を生かされ、申請し、認定されました。現在同氏は、副理事長としてご活躍されておられます。

ロータリー日本財団が発足した当時は、恒久基金への寄付金は、税制上の優遇措置の対象に入っていませんでしたが、現在はロータリー財団に対する寄付金は、ロータリー日本財団を通じて寄付されますと、全ての寄付が寄付金控除の対象となります。送金の際は、20ページに記載した寄付金送金明細書をご利用下さい。この明細書はロータリー日本財団のホームページから入手できます。

公益目的事業の趣旨

ロータリー日本財団の公益目的の趣旨は、次の通りです。

1. 個人が海外留学するため、もしくは海外から日本へ留学するための奨学金（グローバル補助金における奨学金及びロータリー平和フェローシップの付与）
2. 非営利財団法人である国際ロータリーのロータリー財団の活動を支援するための、寄付金の提供

ロータリー日本財団では、皆様の寄付金につきましては、奨学金に関するものは直接運用しますが、それ以外のは、そっくりそのままロータリー財団に送金します。

税制上の優遇措置

ロータリー日本財団に対する寄付金は、公益目的事業を支援するために支出された「特定公益増進法人」への寄付金として取り扱われ、税制上の優遇措置の対象となります。

個人に対する税制上の優遇措置

個人がロータリー日本財団へ寄付した場合には、税制上の優遇措置があります。この寄付金は、公益目的事業を支援するために支出された「特定公益増進法人」への寄付金として取り扱われ、「所得控除」または「税額控除」のいずれか有利な方を選択することが出来ます。

所得控除(寄付金控除)

所得控除は、社会保険料控除、扶養控除のように、所得税の課税標準を計算する際に、各種所得金額から控除するものです。寄付金控除は、これらの所得控除のうちの一つです。

寄付金控除額は、寄付金控除の対象になる寄付金の額から2千円を控除した金額と、その年分の総所得金額の100分の40に相当する金額とのいずれか少ない方の金額が控除額となります。

税額控除(公益社団法人等寄付金特別控除)

所得控除の適用を受けずに、税額控除の適用を受けることも出来ます。控除される所得税額は、その年中に支出した税額控除対象寄付金の額の合計額（その年分の総所得金額等の40%相当額を限度とする。）が2千円を超える場合には、寄付金控除（所得控除）との選択により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度となります。）をその年分の所得税の額から控除することが出来ます。

法人に対する税制上の優遇措置

法人の寄付金に対する優遇措置は、特定公益増進法人等に対する寄付金となり、一般寄付金とは別枠で寄付金の損金算入が認められます。

ロータリーカード

ロータリーカードをご存知ですか。

ロータリーカードは、他のカードと使い勝手はほぼ同じです。ポイント（マイルといっています）も他のカードとほぼ同じです。違うのは、皆さんがロータリーカードでお支払いしますと、ご利用金額の0.3%が、**オリコからロータリー財団に自動的に寄付される**ことです。

またゴールドカードの年会費(年間 10,500円)から 3,000円が、同様に**オリコからロータリー財団に自動的に寄付**されます。

シルバーカードは、年会費無料ですので、オリコから年会費からの寄付はありませんが、ご利用金額の0.3%の寄付は同様です。

これらの寄付は、オリコがロータリーマークを使用するロイヤリティーとして寄付していますので、**皆さんの負担は一切ありません**。

他のカードと同様に皆さんの利用額 1,000円に対してポイントが1ポイントが付きます。このポイントがたまと、他のカードと同様に様々な商品に交換出来ます。**ロータリーカードの優れているところ**は、このポイント1,000ポイントにつき、5,000円分としてロータリー財団に寄付することが出来ます。この寄付金は現金寄付ですので、寄付された皆さん個人個人の実績に加算されます。

2012-13年度では、4月末現在（10ヵ月間）、ロイヤリティーが323万円余り、ゴールドカード年会費から324万円余り、ポイント交換で126万円、合計773万円余りがロータリー財団に支払われています。

ロータリーカードは、皆さんがお使い頂きますとロータリー財団に自動的に寄付されますので、是非ともご検討頂き、ご利用ください。



ビジネスカードが出来ました

ロータリーカードに、新しくビジネスカードが出来ました。

このビジネスカードは、1法人当たり最大20枚のカードを発行することが出来ます。1枚について 3,150円の年会費です。それぞれのカード別の明細書が発行されますので、法人全体の経費はもちろく、個人別の経費がチェック出来ます。

ロータリー財団へのロイヤリティーも、利用金額の0.5%、年会費の中から1枚当たり 1,500円が支払われます。

ロータリー財団への寄付増進の為に、皆さんのご利用をお願いします。



ロータリーカードの比較表

3種類のロータリーカードを比較すると、次の通りです。

	ゴールドカード	シルバーカード	ビジネスカード
対象者	個人	個人	法人
年会費	10,500円	無料	1枚につき 3,150円
発行枚数	1枚（配偶者カード有り）	1枚（配偶者カード有り）	最大20枚
利用可能額	200万円～500万円	80万円～200万円	1法人10万円～1,000万円
財団への寄付	利用額の0.3%、年会費の3,000円	利用額の0.3%	利用額の0.5%、年会費の1,200円1枚づつ
付属サービス	海外、国内旅行傷害保険、紛失盗難保	紛失盗難保障	海外、国内旅行傷害保険、紛失盗難保障

シェアシステム

ロータリー財団への寄付は、他の団体等に対する寄付と少し違います。例えば日本赤十字社に寄付しますと、その寄付金は、当然ながら日本赤十字社の様々な活動資金として使われます。これはこれで大変結構な寄付だと思います。また、日赤の管理運営費にも一部使われています。

ロータリー財団に対する寄付は、寄付を受けたロータリー財団自身の活動に支出するものではありません。19ページに寄付の種類を挙げましたが、少し詳しく説明します。

一番身近な年次基金は、寄付を受けたロータリー年度以後3年間、財団で運用します。その運用益で財団の管理運営経費を賄います。元金は、3年後そっくりそのまま全額がシェアシステムに組み込まれます。日本のロータリーが誇るべき公益財団法人米山記念奨学会があります。この米山記念奨学会は、基本財産があって、その基本財産の運用益で管理経費を賄っています。この違いは、日本と米国の制度の違いなのかも知れません。

恒久基金は、元金は使いません。皆様からお預かりした元金を運用します。その運用益がシェアシステムに組み込まれます。

シェアシステムに組み込まれた3年前の年次基金と、恒久基金の運用益の合計がシェア・システムの対象額となります。2014-15年度の第2790地区のシェア・システム対象額は、まだ確定していませんが、約382,000ドルです。

この約382,000ドルは、50%の約191,000ドルづつを、地区財団活動資金(DDFと言います)と、国際財団活動資金(WFと言います)に配分します。簡単に言いますと、皆さんが寄付された金額の半分が、3年後に地区で使えると言うことです。正確には、グローバル補助金にWFから上乗せされますので、もう少し多くなります。

DDFとして配分された金額は、その50%までが地区補助金として地区で使用出来ます。残額は、ポリオプラスに寄贈したり、平和センターに寄贈し、これらに配分した残額がグローバル補助金として、地区で使用出来る金額になります。これらの配分は、地区に任されています。

グローバル補助金の資金

グローバル補助金の制度は、少し複雑です。グローバル補助金の申請には、6つの重点分野の少なくとも1つに該当し、持続性があり、評価が可能なプロジェクトです。更にロータリアンが積極的に参加するようなプログラムでなければなりません。非常にハードルが高いと感じます。これらのことについては、この冊子でも多くのページを使って説明してありますが、ここでは資金の使途について、具体的な予算の例を挙げて説明致します。

グローバル補助金の予算—その1

皆さんのクラブで、グローバル補助金を申請することになった時、プロジェクトの予算案を作成します。地区財団活動資金(DDF)から15,000ドルを使い、国際財団活動資金(WF)から同額の15,000ドル上乗せして貰って、合計3万ドルの予算を計上します。このプロジェクトの予算は、これでOKです。DDFからの資金配分は、地区に任されていますが、**第2790地区では、1つのプロジェクトには、原則DDF15,000ドル以下としています。**これは、多くのクラブから申請して頂きたいためです。1つのプロジェクトに多額のDDFを配分するのも可能ですが、それでは限られたクラブのみに配分されてしまうからです。

グローバル補助金の予算—その2

クラブが計画したプロジェクトの予算が、5万ドルの場合はどうでしょうか。DDFから15,000ドル、WFから上乗せとして15,000ドルの計3万ドルは上記と同じとします。予算の残金2万ドルの内、クラブの資金から1万4千ドルを支出し、WFから6千ドルを上乗せして貰い、合計5万ドルのプロジェクトの予算が出来ます。

グローバル補助金の予算—その3

グローバル補助金のプロジェクトは、2ヵ国以上のクラブまたは地区が関与する必要があります。5万ドルのプロジェクトだとします。第2790地区のDDFから1万ドル、他の地区のDDFから8千ドルの計18,000ドル、WFから18,000ドルで、合計36,000ドルとなります。残額の14,000ドルの内、第2790地区内のクラブから6千ドル、他の地区のクラブから3千5百ドル、WFからの上乗せ分4千5百ドルで、総額6万ドルの予算となります。

この場合の援助国側他地区は、国内でも国外でも構いません。第2790地区と国内の他の地区と合同でも、海外の地区でもOKです。また実施国内(援助を受ける国内)の地区でもOKです。

上記のケースを参考にして、クラブで計画を立案して下さい。

クラブの参加資格認定：覚書(MOU)

ロータリー財団

1. クラブの参加資格
2. クラブ役員の責務
3. 財務管理計画
4. 銀行口座に関する要件
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 書類の保管
7. 補助金資金の不正使用に関する報告

1. クラブの参加資格

クラブは、ロータリー財団のグローバル補助金とパッケージグラントの活用にあたって、ロータリー財団（以下「財団」）から提供されるこの覚書（MOU）に記載された財務と資金管理の要件を遂行すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を地区主催の補助金管理セミナーに出席させることに同意しなければならない。地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めたり、地区補助金の活用についてもクラブの参加資格認定を義務づけることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの参加資格が認定され、ロータリー財団補助金プログラムにクラブが参加することが認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、1 ロータリー年度にわたり、クラブの補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書（MOU）、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を順守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行ったとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理（ただしこれらに限られない）が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある：
不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適切な寄付、私益のための資金使用、利害対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用。
- E. クラブは、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

クラブ役員の責務には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低1名任命する。
- B. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に従って管理されるよう確認する。
- C. 補助金に関与するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。

- B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
- E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。
 - 1. 資金の支払いには、クラブの少なくとも2名のロータリアンが署名人となること。
 - 2. 低金利、または無金利の口座であること
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる（ただし、これらに限られるものではない）。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示出来るようにしておかなければならない。
- F. クラブは、署名人の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。補助金に関する報告を通じて、ロータリー財団は補助金の使用状況を知ることが出来る。このため、この報告は補助金の適切な資金管理の重要な部分である。

6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持するものとする。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

- A. 保管する必要のある書類には、以下が含まれる（ただし、以下に限られない）。
 - 1. 銀行口座に関する情報（過去の銀行明細書を含む）。
 - 2. 署名入りのクラブの覚書（MOU）を含む、クラブの参加資格認定に関する書類。
 - 3. 計画や手続きを記載した書類。これには以下が含まれる。
 - a. 財務管理計画書
 - b. 書類の保存と管理の手続き
 - c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管
 - 4. 購入したすべてのものの領収書と請求書を含む、補助金に関連する情報
- B. クラブの記録は、クラブのロータリアンが、または地区が要請した場合は地区が、閲覧、入手出来るようにしなければならない。
- C. 書類は、少なくとも5年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない（日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は10年間保管しなければならない）。

7. 補助金資金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告し

なければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないという環境をクラブ内に作り出すことが出来る。

承認と同意

この覚書（MOU）は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

_____ロータリークラブを代表し、下記署名人は、2014-15ロータリー年度、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、国際ロータリー第2790地区に通知することに同意する。

クラブ会長	
就任年度	2014-15年度
氏名	
署名	
日付	

クラブ会長エレクト	
就任年度	2014-15年度
氏名	
署名	
日付	

クラブ会長とクラブ会長エレクトは、プロジェクト実施年度の役職です。

このクラブの参加資格認定：覚書（MOU）の「1. クラブの参加資格」には、地区補助金を活用する場合には、クラブの参加資格認定を求めています。国際ロータリー第2790地区では、クラブが地区補助金を申請する場合にはこのMOUを提出し、最低1名のクラブ会員を地区主催のロータリー財団補助金管理セミナーに出席させるとの条件を満たしたクラブでなければならないという追加条件を定めています。

地区財団活動資金運営規程

(目的)

第1条 この規程は、ロータリー財団の未来の夢計画に関する国際ロータリー第2790地区（以下「地区」という）の地区財団活動資金（以下「DDF」という）の運営に関して定めるものとする。

(地区の参加資格)

第2条 地区は、毎年度ロータリー財団の資金によってプロジェクトを実施する年度（以下「プロジェクト実施年度」という）のガバナー、ガバナーエレクトおよびロータリー財団委員長が、ロータリー財団と地区との間でロータリー財団が定める地区の参加資格認定：覚書（以下「地区のMOU」という）を、国際ロータリーの My rotary から承認するための署名をすることにより締結されるため、これらの役職が決定次第、早急に手続きをするものとする。

(クラブの参加資格)

第3条 地区内の各クラブがDDFの使用を申請しようとする場合には、地区が定める参加資格を有していなければならない。

2 前項のクラブの参加資格は、クラブの参加資格認定：覚書（以下「クラブのMOU」という）に記載された財務と資金管理の要件を遂行することを、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが承認して署名し、署名されたクラブのMOUを地区ロータリー財団委員会に提出すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を、地区ロータリー財団委員会が開催するロータリー財団補助金管理セミナーに出席させることにより、クラブの参加資格が得られるものとする。

(DDFの配分)

第4条 地区ロータリー財団委員会は、ロータリー財団からDDFの金額が確定した旨の通知を受け取った場合には、速やかにその配分を定めるものとする。

2 前項の配分基準は、ポリオプラスと平和センターへの寄贈額を配分し、その残額を地区補助金とグローバル補助金に、概ね同額づつ配分する。ただし、これらの金額は、地区内クラブからの申請状況等により、増減することがあるものとする。

3 前項の配分額が決定した場合には、各クラブにメール等で通知すると共に、地区のホームページに掲載するものとする。当初の配分額に変更がある場合には、再度同様の通知をするものとする。

(地区補助金の申請)

第5条 地区補助金を申請しようとする地区内の各クラブ又は地区委員会（以下「クラブ等」という）は、地区ロータリー財団委員会が定めた申請期日までに、別に定める申請書によって地区ガバナー事務所宛、郵送により提出しなければならない。

(地区補助金の配分)

第6条 地区はプロジェクト実施年度のガバナー、ロータリー財団委員長および補助金小委員長の3名で構成する補助金委員会を設置し、この委員会が前条のクラブ等からの申請を受けて地区補助金の配分を行い、地区ロータリー財団委員会に報告するものとする。

2 前項の配分額は、クラブ等の申請書に記載された活動内容が、地区の定めた基準に合致していない活動については配分しない。基準に合致している活動に要する費用の概ね50%を配分する。ただし、1クラブ等に対する配分額の上限額は概ね30万円とする。

(グローバル補助金の申請)

第7条 グローバル補助金を使用するクラブ等は、計画段階からロータリー財団グローバル補助金事業計画書（様式501以下「事業計画書」という。）を地区ロータリー財団委員会に提出しなければならない。この場合に、他地区のDDFとクラブの資金によって実施するプロジェクト等で当地区のDDFを使用しない場合であっても、ガバナーとロータリー財団委員長が署名しなければならないため、地区ロータリー財団委員会に報告するものとする。

(グローバル補助金の配分)

第8条 グローバル補助金は、前条により事業計画書の提出があった順番により配分するものとする。従って、地区のグローバル補助金の予算額に達した場合には、その後申請のあったプロジェクトは翌年度以降に実施することとなる。ただし、申請後ロータリー財団から承認を得られなかったプロジェクトが有った場合には、その後の順番は繰上げされるものとする。

- 2 1つのプロジェクトに対してDDFから支出するグローバル補助金は、原則15,000ドル以下とする。グローバル補助金奨学生に対するDDFから支出するグローバル補助金は、一人20,000,000ドル以下とする。

(クラブ役員の責務)

第9条 クラブ役員(クラブ会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、および会場監督)は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。その他、クラブ役員は、クラブのMOUの「2. クラブ役員の責務」を順守しなければならない。

(諸規程等の遵守)

第10条 クラブの参加資格を得てロータリー財団の資金を受領したクラブは、この規程に定める条件、クラブのMOUに記載された条件、地区補助金およびグローバル補助金授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める各種条件を順守しなければならない。

(財務管理計画)

第11条 補助金の交付を受けたクラブ等は、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

- 2 地区ロータリー財団委員会は、前項の財務管理計画の見本として、様式 201「地区補助金財務管理計画規程」と様式 202「グローバル補助金財務管理計画規程」を作成して公表する。各クラブは、この見本を参考にしてクラブの財務管理計画を作成するものとする。

(補助金管理委員会の設置)

第12条 グローバル補助金の実施国側提唱者と援助国側提唱者の代表提唱者は、当該プロジェクトに直接関わる会員以外のクラブ会員3名からなる補助金管理委員会を設置しなければならない。

- 2 前項の補助金管理委員会は、次の任務を行う。

- イ グローバル補助金に関する財務帳票をはじめとする補助金の管理
- ロ 財団補助金に関する書類の管理
- ハ クラブのMOU、授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める条件に添って正しく執行されているかの管理
- ニ 中間報告書及び最終報告書が、期限内に正しく提出されているかの確認
- ホ 補助金の不正使用等が有った場合の処理

(銀行預金口座に関する要件)

第13条 補助金の受領を申請しようとするクラブ等は、クラブのMOUの「4. 銀行口座に関する要件」に従って当該プロジェクト専用の銀行預金口座を開設し、地区ロータリー財団に対する申請書に記載するものとする。

(補助金資金の使用に関する報告)

第14条 補助金の受領者は、当該プロジェクト終了後1ヵ月以内に、地区ロータリー財団委員会に活動報告書を提出しなければならない。12ヵ月以上を要するプロジェクトは、補助金を受領した後12ヵ月以内毎に中間報告書を提出提出しなければならない。

(書類の保管)

第15条 補助金の受領者は、クラブのMOUの「6. 書類の保管」に従って、当該プロジェクトに関する全ての書類を保管しなければならない。

(補助金の不正使用に関する報告)

第16条 補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブ等はこれを地区に報告しなければならない。報告を受けた地区ロータリー財団委員会は、この報告に対して適切な処置を講ずるものとする。

付則

- 1 この規程は、2014年 1月 1日から施行する。

〇〇 ロータリー・クラブ 地区補助金財務管理計画

(目的)

第1条 この規程は、〇〇ロータリー・クラブ（以下「当クラブ」という）がロータリー財団の未来の夢計画に関する国際ロータリー第2790地区（以下「地区」という）に提出したクラブの参加資格認定：覚書（以下「MOU」という）に記載された規定に基づき、当クラブが地区から受領した地区補助金の一貫した管理を行うために、制定するものとする。

(会計の維持)

第2条 地区から受領した地区補助金に関しては、すべての領収書と補助金資金の支払記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持するものとする。

(銀行口座の開設)

第3条 当クラブは地区から地区補助金を受領するために、当該事業専用の銀行預金口座を設けるものとする。この銀行預金口座の名義は、〇〇ロータリー・クラブ △△プロジェクト 会計担当□□とする。（会長名又はロータリー財団委員長名でも可 ⇒ クラブで決定する）

2 前項の銀行預金口座は普通預金口座とし、地区の振込手数料を節約するために、極力千葉銀行の普通預金口座とする。

(署名人)

第4条 当クラブは、理事会の決議により地区補助金の支払いに際して、当クラブ会員のうちから署名人2名を指名するものとする。

2 前項の署名人が都合により交替する場合には、後任者を理事会で決定し、退任する署名人は、後任の署名人ら管理責任の引き継ぎをしなければならない。

(補助金の支払い)

第5条 補助金の支払いは、別表1に定める支払承諾書に支払先の住所及び名称、支払金額、振込先銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義、その他必要な項目を記載して、前条の署名人に署名を求めなければならない。

2 前項の支払承諾書を受け取った署名人は、それぞれ内容を検討して、承諾するために、当該支払承諾書に署名するものとする。

3 署名された支払承諾書はプロジェクトの会計担当者へ送付され、会計担当者が支払いの手続きをするものとする。

4 前項の支払いは、可能な限り振り込みの方法によるものとする。やむを得ず現金支払いの場合には、確実に領収書を取りよせ、当該支払承諾書に添付するものとする。

(書類の保管)

第6条 当クラブは、MOUの「6.書類の保管」に規定されている書類を保存するために、当該事業に関係する全ての書類を整理と整理し、少なくとも5年間保管するものとする。

(米国財務省外国資産管理局規制対象国に対する申請)

第7条 地区補助金を使用して海外の国に援助する場合、次に掲げる各国は米国財務省外国資産管理局（OFAC）規制対象国のため、OFAC専門職員が活動の詳細を検討し、確認をする必要がある。地区補助金は、地区ロータリー財団委員会が、地区内クラブの全申請を1つのプロジェクトとして申請するため、万一下記の国に対するプロジェクトが承認されなかった場合には、地区内クラブから申請されたプロジェクト全体が承認されなくなる。このため当クラブは、次に掲げる各国に対するプロジェクトについては、地区補助金の申請はしないものとする。

- ・アルバニア ・ボスニアヘルツェゴビナ ・クロアチア ・ユーゴスラビア連邦共和国（セルビア、モンテネグロ）
 - ・ココソボ ・南セルビア ・マケドニア ・ベールーシ
 - ・ビルマ（ミャンマー） ・コートジボワール ・キューバ ・コンゴ民主共和国 ・イラン
 - ・イラク ・レバノン ・リビア ・リベリア（チャールズ・テイラー元リベリア・レジーム）
 - ・北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国） ・ソマリア ・スーダン（南スーダン国を除く） ・シリア
 - ・イエメン ・ジンバブエ
- （以上、2013年8月現在のリスト）

付則

1 この規程は、20 年 月 日から施行する。

別表 1

支 払 承 諾 書	
支 払 先	住 所
	支払先名
支 払 金 額	
振込先銀行	銀行・信金 支店
口 座 番 号	普通預金 当座預金 No.
口 座 名 義	
摘 要	

_____ ロータリークラブの _____ プロジェクトの資金として、上記の通り承認
 頂きたく、署名人の署名をお願いします。

20 年 月 日

_____ ロータリークラブ
 _____ プロジェクト
 会計担当 _____

上記の支払は、署名人において承認します。

20 年 月 日

_____ ロータリークラブ
 署 名 人 _____
 署 名 人 _____

署名人がこの支払いを承認しない場合には、その旨別紙に記載して連絡すること。

(注) 請求書、振込依頼書写し、領収書、その他の関係書類は、この用紙に添付して下さい。

〇〇 ロータリー・クラブ グローバル補助金財務管理計画規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇ロータリー・クラブ（以下「当クラブ」という）がロータリー財団の未来の夢計画に関する国際ロータリー第2790地区（以下「地区」という）に提出したクラブの参加資格認定：覚書（以下「MOU」という）に記載された規定に基づき、当クラブが地区から受領したグローバル補助金を、当クラブと実施国側提唱クラブの両者（以下「両クラブ」という）が、一貫した管理を行うために制定するものとする。

(会計の維持)

第2条 地区から受領したグローバル補助金に関しては、両クラブ共すべての領収書と補助金資金の支払記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持するものとする。

- 2 両クラブが提唱者となったプロジェクトに関しての支払いの内、財団に申請した予算書に基づいて実施国側提唱クラブが行う部分は、実施国側提唱クラブに前項の規程の通り会計を維持するよう要請し、一定期間ごとにすべての領収書と補助金資金の支払記録の報告をEメール等で受け取り、両クラブで協同して管理するものとする、
- 3 財団に申請した予算書に計上していない項目については、原則的に支出してはならない。ただし、実施国側提唱クラブから予算外の支出の必要性があり、当クラブに援助の要請があった場合には、財団から受領した資金以外のクラブの資金やクラブ会員からの拠出によって賄えると当クラブの理事会が判断して決議した部分は、別に支出できるものとする。

(銀行口座の開設)

第3条 当クラブは、地区からグローバル補助金を受領するために、当該事業専用の銀行預金口座を設けるものとする。この銀行預金口座の名義は、〇〇ロータリー・クラブ △△△プロジェクト 会計担当□□とする。（会長名又はロータリー財団委員長名でも可 ⇒クラブで決定する）

(署名人)

第4条 両クラブは、それぞれのクラブ理事会の決議により、グローバル補助金の支払いに際して、両クラブ会員の内からそれぞれ署名人2名を指名するものとする。

- 2 前項の署名人が都合により交替する場合には、後任者を理事会で決定し、退任する署名人は、後任の署名人に管理責任の引き継ぎをしなければならない。
- 3 前各項の規定は、両クラブに当然にあてはまるものであり、同クラブの2名の署名人の氏名等を両クラブ共に確認しなければならない。更に、署名人の責務についても両クラブが確実に把握しているかを確認するものとする。

(補助金の支払い)

第5条 グローバル補助金の支払いは、実施国側提唱者のクラブで行うが、その支払の際には、支払承諾書を作成し、この支払承諾書に支払先の住所及び名称、支払金額、振込先銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義、その他必要な項目を記載して、そのクラブの署名人に署名を求めなければならないことの要件、その他の要件を確実に順守するように徹底しなければならない。

- 2 両クラブ共、前項の支払承諾書に2名の署名人が署名した後、相手側クラブにその写しをEメール等で報告するものとする。

(書類の保管)

第6条 両クラブは、MOUの「6. 書類の保管」に規定されている書類を保存するために、当該事業に関係する全ての書類を整理と整理し、少なくとも5年間保管するものとする。この書類には、実施国側提唱クラブが支出したものの写しを含むものとする。

- 2 書類の正本を地区に提出する必要がある場合には、その写しを保管するものとする。

付則

- 1 この規程は、20 年 月 日から施行する。

別表 1

支 払 承 諾 書	
支 払 先	住 所
	支払先名
支 払 金 額	
振込先銀行	銀行・信金 支店
口 座 番 号	普通預金 当座預金 No.
口 座 名 義	
摘 要	

_____ ロータリークラブの _____ プロジェクトの資金として、上記の通り承認
 頂きたく、署名人の署名をお願いします。

20 年 月 日

_____ ロータリークラブ
 _____ プロジェクト
 会計担当 _____

上記の支払は、署名人において承認します。

20 年 月 日

_____ ロータリークラブ
 署 名 人 _____
 署 名 人 _____

署名人がこの支払いを承認しない場合には、その旨別紙に記載して連絡すること。

(注) 請求書、振込依頼書写し、領収書、その他の関係書類は、この用紙に添付して下さい。



第2790地区の地区補助金要項

国際ロータリー第2790地区
ロータリー財団委員会 補助金小委員会

2013-14年度 地区補助金申請用 (2014-2015年度実施)

国際ロータリー第2790地区では、以下のように2014-15年度に使用する地区補助金要項を定めています。

■ クラブの参加資格

地区補助金を申請出来るクラブは、次の要件を満たしていなければなりません。

- クラブの参加資格認定：覚書（MOU）を、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが署名して地区に提出する。
- 毎年最低1名の会員を、地区ロータリー財団委員会が開催する「補助金管理セミナー」に出席させる。

■ 申請期日等

提案書提出時期	随時（相談期間は2014年4月末日まで）
申請書提出期間	2014年5月15日締切り（当日消印有効）
審査機関	2014年5月15日～2014年5月末日
交付期間	ロータリー財団より地区に補助金が振込まれ次第
プロジェクト実施時期	2014年7月1日～2015年4月30日
最終報告書提出期日	プロジェクト終了後1ヵ月以内 最終期限は2015年4月30日

補助金の条件		人道的なプロジェクトへの支給は、緊急性、受益者の数、人道的重要度を審査の主眼とします
		高校生、大学生への奨学金の支給は、地区に個別で相談して下さい。（当地区は2014-15年度に募集する予定です）
		事情により、地区ロータリー財団委員会の裁量により補助金の条件を変更する場合があります
		補助金の主たる目的通りに適正に資金を活用すること
		財団の定める授与と受託の条件を順守すること
		地区との「報告・連絡・相談」を密接にすること

■ 地区補助金の対象となる事業は、次の事業です。

- 財団の使命にあてはまる活動
- ロータリアンが積極的に関与する活動
- 地区ロータリー財団委員会が定めた条件に合致する活動

■ 地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動

第2790地区ロータリー財団委員会では、地区補助金の対象となる活動と対象にならない活動について、具体的例を以下のように定めています。

- クラブが毎年継続して活動しているものについては、概ね5年間に1回申請することができます。
- 飲食に関する費用は、活動の中で必要と認められたものについては適格とします。

- 人道的な活動で、本当に困っている人々を支援する活動は適格です。
- 物品を贈呈する活動は、単なる贈呈は不適格です。ロータリアンが積極的に参加するような活動に伴う贈呈で、不特定多数の人々のために利用されるものは適格です。特定の人に贈る場合は不適格です。
- 建物の新築と増築は不適格です。既存の建造物の改装・修理は適格です。
- 子供達の研究・学習・放課後のプログラム支援事業も可能ですが、補助金の対象にならない場合もあります。事前に地区ロータリー財団委員会にご相談ください。
- 単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。
- 地域の障害者や高齢者のための支援活動は適格です。単なる娯楽的なものは不適格です。
- コンサートや単なる文化的講演会は不適格です。
- お祭りや行事への協賛、他団体が実施する活動への協賛は不適格です。
- 史跡の標識やモニュメントに類したものは不適格です。
- ホームページの作成費用は不適格です。
- 障害者をサポートして美術館等へ招待する活動は、障害者のチケット代は適格です。
- 植樹や環境保全、環境美化活動、公園の遊具やベンチ、これらの維持管理道具類の寄贈は、地域社会全般に役立つものであれば適格です。
- プロジェクト実施のための傷害保険料は適格です。
- ロータリアンのための費用は、全て不適格です。

■ 申請書の留意点

- 地区補助金の申請には、別紙ロータリー財団地区補助金申請書(様式311)に記載し、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが署名し、ガバナーエレクト事務所に郵送してください。
- プロジェクト名は、プロジェクトの内容を短い文章で表現してください。
- プロジェクトの説明については、地域社会のニーズが高いこと、人道的に必要なものであること、本当に困っている人々のためのものであるか等が十分理解されるように記述してください。
- ロータリアンの参加については、具体的に記述してください。
- 予算は、地区補助金の対象となるものについて記載してください。金額は日本円で記載してください。



ロータリー財団地区補助金申請書

国際ロータリー第2790地区
ロータリー財団委員会 補助金小委員会

2013-14年度 地区補助金申請用 (2014-2015年度実施)

申請者

ロータリークラブ名	ロータリークラブ
プロジェクト名	
実施場所	
実施期間 (西暦)	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

プロジェクトの概要

1. このプロジェクトで何をしますか。簡潔にご記入ください。

2. プロジェクトの恩恵を受ける人とその人数 (ロータリアン以外) _____ 人

3. このプロジェクトに何名のロータリアンが参加する予定ですか。 _____ 名

4. これらのロータリアンは何を行いますか。プロジェクトへの財政的支援を除き、ロータリアンが汗をかくを少なくとも2例記載してください。⇒ 別紙の通りとししないで、ここに記入してください。(枚数が増えても結構です。以下の項目も同様です。)

5. このプロジェクトを実施することにより、地域社会に対するどのような長期的影響が期待されますか。

6. 協力団体が関与している場合、その団体名と役割を記述してください。

7. プロジェクトの収支予算書

収入予算 (必要に応じて行を追加してください) (単位: 円)

収 入 項 目	金 額
1. 地区補助金申請額	
2. クラブ拠出金額	
3. その他の資金	

支出予算 (必要に応じて行を追加してください) (単位: 円)

支 出 項 目	業 者 名	金 額
支 出 合 計 額		

収支予算書は、日本円で記入してください。実際に配分される金額は、財団から地区に振り込まれた月のロータリーレートによりますので、前後する場合があります。

8. 活動の種類

申請するプロジェクトは、次のうちどの分野に該当しますか。該当する□を■に塗りつぶしてください。

- | | | |
|--|---------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 地域社会の発展(一般) | <input type="checkbox"/> 保健(一般) | <input type="checkbox"/> 教育(一般) |
| <input type="checkbox"/> 地域社会の発展(建物の修復) | <input type="checkbox"/> 保健(疫病) | <input type="checkbox"/> 教育(識字率の向上) |
| <input type="checkbox"/> 地域社会の発展(災害復興) | <input type="checkbox"/> 保健(ボランティア奉仕) | <input type="checkbox"/> 教育(奨学金) |
| <input type="checkbox"/> 地域社会の発展(ボランティア奉 | <input type="checkbox"/> 水 (衛生) | <input type="checkbox"/> 教育(ボランティア奉仕) |
| <input type="checkbox"/> 食料/農業(一般) | <input type="checkbox"/> 水 (供給/確保) | <input type="checkbox"/> 管理運営費(最高3%まで) |
| <input type="checkbox"/> 食料/農業(ボランティア奉仕) | <input type="checkbox"/> 水 (ボランティア奉仕) | <input type="checkbox"/> 臨時費(最高20%まで) |
| <input type="checkbox"/> ロータリーの交換活動 | | |

9. プロジェクト担当者

担当者氏名	クラブでの役職		
自宅住所			
電話番号	F A X	携帯	
E-mail			

10. 銀行預金口座 (補助金受領のための専用口座が必要です)

銀行名		支店名	
預金種類		口座番号	
口座名			

11. 署名人の氏名 (2名必要です)

署名人		
-----	--	--

12. クラブの参加資格

地区ロータリー財団委員会宛にMOUを提出した日	20 年 月 日
ロータリー財団補助金管理セミナーに出席した会員の氏名	

14. クラブ会長及び会長エレクトの署名

ロータリー・クラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通りロータリー財団地区補助金の配分を受けたく、申請します。

クラブ会長	
就任年度	2014-15年度
氏 名	
署 名	
日 付	

クラブ会長エレクト	
就任年度	2014-15年度
氏 名	
署 名	
日 付	

国際ロータリー第2790地区 ロータリー財団委員会
補助金小委員長 関 一 憲 様



ロータリー財団グローバル補助金事業計画書

国際ロータリー第2790地区
プロジェクト開発小委員会（地区DDF申請書添付資料）

2014-15年度実施プロジェクト用

申請者

ロータリークラブ名	ロータリークラブ
プロジェクト名	
実施場所	
実施期間（西暦）	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

I 最初のステップ

1. グローバル補助金の活動名

2. 代表連絡担当者

氏 名	ク ラ ブ	役 割	実施国/援助国 提唱者
		代表連絡担当者	実施国側
		代表連絡担当者	援助国側

3. 委員会委員

氏 名	ク ラ ブ	役 割
		実施国側連絡担当者
		実施国側連絡担当者

氏 名	ク ラ ブ	役 割
		援助国側連絡担当者
		援助国側連絡担当者

II 目 的

- このグローバル補助金活動の目的について、短い2、3文でご説明ください。
- このグローバル補助金によって誰が恩恵を受けますか。直接受益者の推定数も入力してください。
- このグローバル補助金は、以下のどの活動を支援するものですか（該当するものすべてを選択してください）。
人道的プロジェクト
- このプロジェクトはどこで実施されますか。
地域社会（コミュニティ）
市町村
国

5 このプロジェクトはいつ実施される予定ですか。

開始日

終了日

プロジェクト実施のスケジュールを大まかに入力してください。

番 号	評 価 基 準	測 定 方 法

III 持続可能性

1 このプロジェクトは地域社会のどのようなニーズに取り組みますか。また、そのニーズはどのようにして特定されたものですか。関連するデータまたは調査結果も併せてご記入ください。

2 このプロジェクトは、それらの地域社会のニーズにどのようにして取り組みますか。詳細にご説明ください。

3 地域社会の人々は、このプロジェクトの計画にどのようにかかわりましたか。このプロジェクトは、現在行われている地元の取り組みと一致したものですか。

4 このグローバル補助金で行われる研修、地域社会の啓蒙活動、教育プログラムについてご説明ください(該当する場合)。これらは誰が実施しますか。研修、啓蒙・教育プログラムの参加者はどのように選ばれましたか。

IV 重点分野

1 重点分野(該当するもの全てを選択してください)

2 どの目標を支援するものですか。

3 これらの目標をどのように満たしますか。

4 活動の成果をどのように測りますか。

留意事項：グローバル補助金提唱者は、最終報告書で直接受益者の合計数を報告するよう求められます。

番 号	評価基準	測定方法	測定頻度	目 標

5 モニタリングと評価のための情報の収集は、誰が担当しますか。

V 参加者

1 代表連絡担当者 ⇒ 最初のステップの通り

2 委員会委員 ⇒ 最初のステップの通り

3 プロジェクトから利益を得る可能性のあるロータリアン(例えば、ロータリアンが協力団体の職員や役員、物資を購入する店や事業の経営者、奨学生が通う大学の理事である場合など)は、委員となることができません。こうした利害の対立の可能性はすべて、ここで開示してください。

4 協力団体

協力団体は、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プログラムへの支援を提供する、ロータリアン以外の定評ある組織または教育機関を指します。

このプロジェクトに参加している協力団体を入力してください。

番号		ウェブサイト	番地	市町村	国

5 代表提唱者と協力団体間で交わされた「覚書(「MOU」)」をPDF形式でアップロードしてください。

番号	ファイル名	サイズ	日付

6 この団体を選んだ際のプロセスをご説明ください。この団体が持つどのようなリソースや専門知識が役立ちますか。

7 その他の協力者

そのほかに、このプロジェクトに参加する協力者とその責務を入力してください。これには、(代表提唱者以外の) ロータリー・クラブ、ローターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同体(RCC)、ならびに個人が含まれます。

8 旅行するボランティア

人道的プロジェクトの一環として、ボランティアの海外渡航が最高2名まで認められています。これらの人は、研修を提供する目的、またはプロジェクトを実施する目的で渡航するものであり、その人の持つスキルが現地では得られないことを実施国側提唱者が確認することが条件となります。

このグローバル補助金で海外渡航するロータリアンまたはロータリアン以外の参加者を入力してください。

氏名	Eメール

旅行するボランティアが担当する責務、および各人が現地で実行する具体的な任務をご説明下さい。

旅行するボランティアの捕捉書類をアップロード

旅行するボランティア：実施国側提唱者の承認

9 ロータリアンの参加

この活動で実施国側のロータリアンが担う役割と責務を説明してください。

この活動で援助国側のロータリアンが担う役割と責務を説明してください。

10 持続可能性

このプロジェクトの実施において地元地域社会の人々が担う役割を説明してください。地元の人々の参加を促すために、どのような奨励（インセンティブ）方法を用いますか（例：報酬、賞の授与、修了証、助成など）。

地元地域社会において、成果のモニタリングと活動の継続の監督を誰が担当することになりますか。また、この人物がリーダーの役割を遂行できるようにどのような支援を提供しますか。

VI 予算

予算で用いる現地通貨を選択し、1米ドルあたりの為替レート（現在のレート）を入力してください。現在のR I 為替レートはロータリーのウェブサイトでご確認いただけます。R I 公式為替レートに記載されていない通貨については、OandaまたはBloombergのウェブサイトでご為替レートを調べてください。

予算を追加して、活動経費の詳細を入力してください。予算総額は、調達資金の総額と一致していなければならないことにご留意ください。

現地通貨：USD為替レート（1米ドルあたり）：

番号	内 容	業 者	カテゴリー	費用(現地通貨)	費用(米ドル)
予算の総額：					

予算を裏付ける書類

持続可能性

予算に含まれている物品やサービスを選んだプロセスについてご説明ください。現地の業者から見積もりを取りよせ、入札プロセスを行いましたか。これらの予算品目は、現地の文化やテクノロジーの水準に見合っていますか。

受益者は、これらの品目をどのように維持・管理しますか。（該当する場合）交換部品やスペアが現地で入手可能である事、および機材を使用するスキルが受益者に備わっていることを以下にご記入ください。

補助金で購入した品（機材、財産、資料など）は、プロジェクト後に誰が所有することになりますか。これらの品はロータリー・クラブまたはロータリアンが所有出来ないことにご留意ください。

VII 調達資金

グローバル補助金は、国際財団活動資金(WF)によって財団から配分されるもので、支給幅は15,000～20万米ドルとなります。財団は、現金拠出に対しては50パーセント（半額）、地区財団活動資金（DDF）の寄贈に対しては100パーセント（同額）を上乗せして支給します。補助金に対するロータリアン以外からの寄付にも



ロータリー財団グローバル補助金 D D F 使用申請書

国際ロータリー第2790地区
プロジェクト開発小委員会

2014-15年度実施 プロジェクト用

第2790地区財団活動資金（DDF）申請額

米ドル	ドル
日本円	円

申請額は、原則として1件 15,000ドル以内でお願いします。R I 為替レートは、申請時のレートで記載してください。

I プロジェクトの概要（グローバル補助金事業計画書の通り。）

II プロジェクト収支予算書

収入予算（必要に応じて行を追加してください）

（単位：USドル）

	クラブ名・地区名	現 金	D D F	W F	合 計
援助国側提唱者					
実施国側提唱者					
合 計					

支出予算（必要に応じて業を通過して下さい。）

（単位：USドル）

項 目	業 者 名	金 額
合 計		

上記の通り、2014-15年度にプロジェクトを実施したく、_____ロータリー・クラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通りDDFの使用を申請します。

クラブ会長	
就任年度	2014-15年度
氏 名	
署 名	
日 付	

クラブ会長エレクト	
就任年度	2014-15年度
氏 名	
署 名	
日 付	

国際ロータリー第2790地区 ロータリー財団委員会
プロジェクト開発小委員長 平野 弘 和 様

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受託の条件 2013年7月1日以降の補助金に適用



ロータリー財団は、いつでも、この授与と受託の条件を変更、修正することができる。変更された文書は、R I ウェブサイト (<http://www.rotary.org/ja/grants>) に掲載されるほか、ロータリー財団の補助金担当職員から取り寄せることができる。パッケージグラントの授与と受託の条件はウェブサイトに掲載されている。

I. 補助金の種類

ロータリー財団は、地区補助金とグローバル補助金を授与する。地区補助金は、財団の使命と一致する奨学金、プロジェクト、旅行に充てるために地区に一括で支給される。グローバル補助金は、重点分野の範囲内にある奨学金、プロジェクト、職業研修チーム（V T T）、また場合によって旅行のために授与されるものであり、これらは実施地の地域社会が主導し、その成果が持続可能、測定可能なものでなければならない。

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。
3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を順守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。
5. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費を支払う目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得なければならない。
6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7. ロータリー財団章典の第7.030節に基づき、「補助金参加者の利害の対立に関する方針（the Conflict of Interest Policy for Grant Participants）」を順守すること。
8. ロータリー財団章典の第1.060.9項に基づき、ロータリーの標章の使用に関する方針を順守すること。

地区補助金

1. 地元と海外において、プロジェクト、奨学金、職業研修チーム、およびそれらに関連した旅行を支援するものである。
2. 補助金の3%までを、補助金に関連した管理運営費（銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など）に充てることができる。

グローバル補助金

1. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連している。
2. 持続可能である。ロータリークラブや地区が活動を完了した後も、実施地の地域社会が自力でニーズに取り組んでいなければならない。
3. 測定可能である。提唱者は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ぶ。また、財団に提出する報告書の中に独自の評価基準を追加することもできる。プロジェクトの成果の測定にかかる費用の上限は10%とする。

4. 実施地側の地域社会が主導する。実施地側が自ら特定した地域のニーズに基づいて、補助金を立案する。
5. プロジェクト予算の10%までを、プロジェクト・マネージャー費に充てることができる。
6. 人道的、教育的プロジェクトを支援する。
7. 1～4学年間の大学院レベルまたはこれに相当するレベルの教科履修や研究のための奨学金を提供する。
8. 職業研修を提供したり、受けたりすることによって人道的ニーズに取り組む職業研修チームを支援する。
9. 人道的プロジェクトの一環として、最高2名までの旅費を賄う。これらの人は、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする。ただし、これらの人が持つスキルが現地で得られないことを実施国側のクラブが確認した場合に限る。
10. ロータリーが存在する国や地域にある地域社会を支援する。
11. 補助金プロジェクトが実施される国や地域の少なくとも1つのロータリークラブまたは地区（実施国側代表提唱者）と、実施国や実施地域以外のロータリークラブまたは地区（援助国側代表提唱者）により提唱される。

III. 制約事項

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクトを支援したり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付とすることは出来ない。

これに加え、補助金を以下の目的に使用することは出来ない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。ただし、第Xセクションに記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる。
3. 土地や建物の購入。
4. 人が居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建造物、すなわち建物（学校、住宅・低廉仮設宿泊所、病院）、コンテナ、移動住宅などの新たな建設。もしくは製造や加工の活動を営むための建造物の新たな建設、または増築。
5. 募金活動。
6. 地区大会、年次国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。
7. 人道的活動または教育的活動に直接関連していない広報。
8. 500ドルを超える、プロジェクトの標識。
9. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費。
10. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
11. 人道的プロジェクトに関与する協力団体の職員の旅費。
12. 個人の旅行経費のみを含むグローバル補助金の人道的プロジェクト。
13. 既に進行中または完了した活動と経費。
14. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
15. 国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。
16. 全国予防接種日（NID）に出向くための旅費。
17. ポリオワクチンのみを含む予防接種。
18. 18歳未満の青少年の海外渡航費（親または保護者同伴の場合を除く）。
19. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。
20. 主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクトのためのグローバル補助金

IV. 申請方法

補助金は www.rotary/ja/grants からオンラインで申請できる。

ロータリー財団の補助金を受領するには、関係するすべての代表提唱地区はロータリー財団によって資格が認められなければならない。グローバル補助金の場合には、関係するすべての代表提唱クラブは地区によって資格が認められなければならない。これに加え、地区、クラブ、補助金委員会の全委員は、国際ロータリーとロータリー財団に対して財務的な健全性を保っていないなければならない。R I 財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の役員と有給職員は、補助金委員会の委員を務めることが禁じられている。各代表提唱地区、または各代表提唱クラブが一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までに限られる。

地区補助金の場合、地区は、ロータリー年度につき1回申請を提出することが出来、申請には使用計画を含めなければならない。補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支給を開始する前に行わなければならない。地区は、年度中に発生し得る臨時費のために、地区補助金の20%までを取っておくことができる。その場合、使用計画にこの臨時費を盛り込み、最終報告書を提出する際に臨時費の内訳を記載するものとする。地区補助金の申請はすべて、補助金実施年度の5月15日よりも前に受理されなければならない（例えば、2014-15年度地区補助金の申請書は、2015年5月15日までに受理されなければならない）。

グローバル補助金の場合、奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出しなければならない。申請書は、ロータリー年度を通じて随時受理されるが、旅行経費が含まれる申請の場合は、旅行日の90日前までに提出すべきである。

留意点：

1. 申請書の提出から6ヵ月以内に、申請に必要な情報がすべて提出されず、承認されなかった場合、申請書は撤回される。
2. 申請書の承認後6ヵ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる。
3. 支払い後12ヵ月以内に補助金プロジェクトが実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。

地区補助金

地区は、3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この3名には、実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員長が含まれる。

グローバル補助金

実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、グローバル補助金を担当する3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この補助金委員会の委員は、代表提唱クラブの会員（クラブ提唱の場合）または代表提唱地区の会員（地区提唱の場合）とする。クラブが提唱する補助金の申請の場合、代表提唱クラブが資格要件を満たしていることを地区ロータリー財団委員長が確認しなければならない。

奨学金の申請は、以下を満たしていなければならない。

1. 補助金の申請時に、大学院課程への大学からの入学許可状、または大学院レベルの研究を行うための招請状を提出すること。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。

職業研修チームの申請は、以下を満たしていなければならない。

1. 重点分野において少なくとも2年の職務経験を有する、最低2名のメンバー、およびロータリーの知識と国際経験、指導力、重点分野におけるいくらかの専門知識を備えたロータリアンのチームリーダー1名から成るチームを申請するものであること。ロータリアンではない人がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を十分に説明しなければならない。
2. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、互いの旅行開始が1年以内に収まっていなければならない。
3. すべてのチームメンバーは、旅行の前にロータリー財団から承認を得ていなければならない。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得なければならない。

V. 旅行方針

ロータリー財団補助金を利用する旅行の航空券はすべて、既存の旅行方針に従い、国際ロータリー・トラベル・サービス（R I T S）を通じて予約しなければならない。

ロータリー財団の補助金は、予算に含まれている以下の旅行関連費用を賄う。

1. エコノミークラスの航空券
2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
4. 通常の妥当な荷物預け料金

ロータリー財団の補助金は、旅行に関連する以下の経費を賄わない。

1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連費用
2. 任意の途中降機を含め、個人的な旅行の手配から生じた変更による違約金や手数料
3. 荷物の超過料金、運送料、補完保険料（該当する場合）

補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する責任がある。また、要請に応じて、財団にこの情報を提供しなければならない。

補助金の受領者は、以下の責任を有する。

1. R I T Sを通じて旅行の手配をする。迅速に旅行の手配をしない場合、旅費の増額や、補助金の中止という結果をもたらす可能性がある。
2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する（ただし、超過分について財団から承認を得た場合を除く）
3. 海外旅行のためのすべての健康条件を満たす。
4. 個人的な旅行をする場合は、その手配をし、旅費を自己負担する。個人的な旅行は、補助金活動の終わりに最高4週間まで行うことができる。補助金受領者は、このような旅行の後、自国に帰るものと期待されている。
5. R Iによる国別の旅行制限を順守する。

旅行のために補助金を受領し、R I T S／BCDトラベルを通じて旅行の手配をするすべての人は、自動的に、国際ロータリーが定めた旅行保険の要件を満たす保険による補償の対象となる。補助金を提唱するクラブまたは地区は、補助金を受領するすべての旅行者が、適用される保険の補償内容を認識していることを確認すべきである。補助金による旅行者のための保険に関するウェブページを参照することが強く奨励されている。補助金受領者の留学教育機関、職業研修の実施地、ホスト機関、その他が追加の保険への加入を義務づけている場合、その保険への加入は旅行者本人の責任となる。

医療従事者が補助金活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険またはE&O保険）に加入するよう期待されている。この補償は、補助金活動参加者が、職業上の行為または不作為によって他人に害を与えた場合の法的責任を果たすために適用される。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人の責任である。

国際ロータリーは、極めて危険な国を挙げた旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面での懸念から、ロータリー財団の資金による旅行者は、これらの国に旅行することが許可されない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。万一、財団資金の受領者が、指示通りに当該国への旅行を延期しなかった場合、または当該国から避難しなかった場合、ロータリー財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金はロータリー財団に返還する必要がある。

ロータリアン以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が期待されている。

1. ロータリーに関する知識を有することを実証する。

2. 出発前にオリエンテーションに参加する。
3. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する。
4. 活動実施国（または留学国）の言語に堪能である。

さらに、

1. 職業研修チームメンバーの親戚は、資格要件を満たしていれば、同じチームに参加することができる。
2. 職業研修チームが研修を提供する場合（研修を受ける側ではない場合）、ロータリアンとその家族も参加することができる。

VI. 補助金の資金源

地区補助金

地区補助金は、地区財団活動資金（DDF）からの配分のみによってロータリー財団から支給されるものである。地区は、一つまたは複数のプロジェクトを支援するために、地区のシェア配分（地区の3年前の年次基金への寄付および恒久基金（シェア）収益を合わせた額の50%）の50%までを使って、年に1口の補助金を申請できる。

グローバル補助金

グローバル補助金は、国際財団活動資金（WF）によって財団から支給されるもので、支給幅は15,000～20万米ドルである。財団は、現金拠出に対しては50パーセント（半額）、DDFの寄贈に対しては100パーセント（同額）を上乗せして支給する。グローバル補助金の最低予算は30,000米ドルとする。

財団は、補助金に対するロータリアン以外からの寄付にも同様に上乗せする。ただし、この寄付がプロジェクトの協力団体もしくは受益者から寄せられたものである場合を除く。

人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、拠出金総額のうち少なくとも30パーセントが、プロジェクト実施国・実施地区以外から寄せられたものでなければならない。

補助金のための拠出金は、承認された後で変更することは出来ない。ポール・ハリス・フェロー認証のクレジットは、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみ与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。補助金の承認に先立ってロータリー財団へ送られた提唱者拠出金は、当該補助金に使用できない場合がある。グローバル補助金への拠出金／寄付はすべて、取消しの出来ないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。

VII. 協力団体

協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。協力団体は、ロータリー財団により義務づけられたすべての報告と監査要件を順守することに同意し、義務づけられた領収書または購入の証明書類を提出しなければならない。同じ協力団体が関与するプロジェクトのためのグローバル補助金は、1ロータリー年度につき最高5口までしか承認されない。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない。

地区補助金

協力団体に提供されるすべての資金は、特定のプロジェクト費用のみに使用されなければならない。提唱地区はこれらの費用の詳細な内訳を記載した報告書を作成し、維持しなければならない。

グローバル補助金

補助金提唱者は、申請時に、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った「覚書（MOU）」を提出する必要がある。「覚書」には、以下の項目を含めるべきである。

1. ロータリークラブまたは地区が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律の範囲内で活動することを確認する、代表提唱者からの推薦。
3. 各関係者の活動を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。

4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による財務調査に協力することへの、協力団体からの同意。

VIII. 支払い 地区補助金

補助金資金は、申請時に地区が指定した地区の銀行口座のみに支払われる（米国では、地区財団の銀行口座も可）。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月15日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

グローバル補助金

提唱者拠出金の全額がロータリー財団に送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、補助金資金は支給されない。補助金資金は、申請書に記入された口座に支払われる。この口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員でなければならない。提唱者が補助金の支払いを受けてからプロジェクトが取り消しとなった場合、補助金の残金すべてをロータリー財団に返還しなければならない。返還された資金はWFに加算される。

以下は、現金拠出によって資金を調達したグローバル補助金に適用される。

1. 補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点のR I 為替レートを使用して記録する（R I 為替レートは毎月更新される）。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。
2. 補助金は、支払い時点におけるR I 為替レートで支払われる。
3. 提唱者は、補助金承認時の為替レートの10%を超える為替変動から守られる。反対に、ロータリー財団は、補助金承認時の為替レートの10%を超える為替差益をプロジェクトの提唱者に分配しない。

送り先となるプロジェクトが特定出来ない寄付は、90日間保管される。このような寄付を行った寄付者には、この寄付をほかのプロジェクトまたは基金に送金すべきかどうかをロータリー財団に通知するよう求められる。寄付者が、財団の推奨した行為を受領後90日以内または補助金の取り消し後90日以内に行わなかった場合、ロータリー財団は、この寄付を年次基金（シェア）に送金する。寄付元が特定出来ない場合、受領後90日後または補助金の取り消し後90日後に、ロータリー財団はこの寄付を年次基金（国際財団活動資金）に送金する。ロータリー財団の過失、または手続きの遅延が原因である場合は、ロータリー財団職員の判断に応じ、この規則は適用されない。

IX. 報告要件と書類の保管

補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する責任がある。中間報告書と最終報告書をオンラインで提出しなければならない。報告書が受理されるには、所要事項を不備なく記入しなければならない。期日を過ぎた未提出の財団補助金報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書は、財団によって受理されない。財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、支払いを（一部または全額）保留する権利を有する。

補助金の受領者には、以下の報告基準も適用される。

1. 未使用の資金は、速やかにロータリー財団に返還しなければならない。
2. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告しなければならない。
3. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される自国の法または国際法に従い、補助金の支出に関連する全領収書のコピーと銀行明細書を保管しなければならない。
4. プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を順守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還しなければならない。最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。

地区補助金

以下の追加基準が、地区補助金に適用される。

1. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または補助金を全額支出してから2

- ヵ月以内に、財団に提出しなければならない。
2. 地区補助金からの資金を利用したプロジェクトと活動はすべて、財団が支給してから24ヵ月以内、または地区がクラブあるいはプロジェクト実施地に支給してから24ヵ月以内に、完了しなければならない。
 3. 500米ドルを超える未使用の補助金資金は、速やかにロータリー財団に返還しなければならない。これは地区のDDFに加算される。500米ドル未満の未使用の補助金資金は、慈善目的に使用されなければならない。

グローバル補助金

以下の追加基準が、グローバル補助金に適用される。

1. 中間報告書は、補助金の最初の支給を受けてから12ヵ月以内に提出し、その後も12ヵ月ごとに提出しなければならない。
2. 最終報告書は、プロジェクトの完了後2ヵ月以内に提出しなければならない。
3. 500米ドルを超える未使用の補助金資金は、ロータリー財団に返還しなければならない。これは国際財団活動資金(WF)に加算される。プロジェクト完了後に補助金の資金が残っている場合、財団は、これをプロジェクト関連費(プロジェクトのための追加の補給品など)に使用することを承認できる。

以下を含め、実施したプロジェクトの詳細な説明を含んだものが、不備のない報告書として受理される。

1. プロジェクトは、選択した重点分野の目標をいかに助長したか。
2. プロジェクトが、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか(達成を測るために使用した基準や収集したデータを含む)。
3. プロジェクトの成果が、長期にわたっていかに持続されるか。
4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように参加したか。
5. 報告書には、プロジェクトにかかった費用の詳細な内訳とプロジェクト専用銀行口座の明細書を含めるべきである。さらに、財団は、報告書の補足書類として領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。

プロジェクトが完了し、現地の地域社会がプロジェクトを継続していくため(持続可能性)の手段を備えたことが確認され次第、財団は、補助金を終了とする。

X. 小口融資(マイクロクレジット)

ロータリー財団は、経済的に自立した小事業の起業を支援するため、小口融資(マイクロクレジット)に取り組んでいる。グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクトを実施する方法として、融資プログラムを運営する定評ある協力団体/小口融資機関と協力するよう奨励されている。ただし、財団資金による小口融資プログラムは、借入資本の管理にとどまらず、例えば研修のような他の要素を組み入れなければならない。

さらに、以下が適用される。

1. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金資金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、小口融資プロジェクトに関する補足書式を提出しなければならない。
2. 小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われなければならない。
3. ロータリー財団からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援するための管理運営費として使用できる。
4. 補助金の提唱者は、補助金の報告書とともに小口融資プロジェクト報告書の補足書式を提出しなければならない。
5. 財団の報告要件を満たす前に小口融資プロジェクトが終了となった場合、補助金の資金はロータリー財団に返還しなければならない。
6. ロータリー財団は、融資保証システムに対して資金を支払わない。

XI. インドのロータリー財団に関する特記事項

ロータリー財団およびインドのロータリー財団は、インド国内の全ロータリークラブと地区に対し、外国貢献規正法(FCRA)の下、インド政府(GOI)に登録するよう奨励している。FCRAに関する一般的な情報

は、<http://mha.nic.in/fcra.htm> を参照のこと。登録書式は <http://.mha.nic.in/fcra/intro/forms.html> からダウンロードできる。

他のすべての授与と受諾の条件に加え、インド政府の法律とFCRAを順守するため、インド国内のロータリークラブと地区に支払われる(全額・一部を問わない)補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従うべきである。

1. 以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。また、銀行口座がFCRAの下に登録されていることを示す書類を提唱者が提出するか、インド国内の拠出金により十分な資金が得られると職員が判断をする。そのほかの状況において支払いは待ち状態となり、追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、資金が混ざらないようにしなければならない。
 - a. 地区補助金
それぞれのプロジェクトや活動について内訳を詳しく示した支出計画が承認されることが、支給の条件となる。補助金資金は、地区の銀行口座のみに支払われる。地区の銀行口座の名称は、地区とプロジェクトが一目でわかるようなものでなければならない(適切な名称の例は、「Rotary District 0000 District Grant 12345」)。地区補助金の資金は、前ロータリー一年度の地区補助金が終了するまでは支払いが行われず。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月15日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取消しとなる。
 - b. グローバル補助金
補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。
2. 毎年3月31日までにインドに送金された補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の5月31日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了後2ヵ月以内に提出しなければならない。補助金の提唱者は、FCRAの下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにしなければならない。
3. すべての中間報告書には以下が含まれていなければならない。
 - a. 第IXセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。
 - b. www.rotary.org/grantsを通じて提出した中間報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。
 - c. 補助金資金が一部使用された場合は使用の証明書。ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号を明記のこと)。
 - d. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネージャー/公認会計士が証明し署名したもの)、ならびに、補助金資金が3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。
4. すべての最終報告書には以下が含まれていなければならない。
 - a. 第IXセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。
 - b. www.rotary.org/grantsを通じて提出した最終報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。
 - c. 以下の文書を含める。
 - i. 補助金使用の証明書、ならびに独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号を明記のこと)。
 - ii. 銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネージャー/公認会計士が証明し署名した正謄本)
 - iii. 銀行調整の明細書(複数の補助金が一つのFCRA口座に振り込まれた場合)。
 - iv. 支払いの証明書/経費の領収書の原本または複写。複写を提出する場合は、「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を提出する。
 - v. 受益者に関する情報(例えば、写真、新聞の切り抜き、受益者からの感謝状など)
 - d. 金額を問わず、残っている資金をロータリー財団(インド)に返還する。
5. FCRAの登録を受けたクラブまたは地区は、FC-6書式と財務報告書をインド内務省(ニューデリー)に期限通りに提出する責務を負うものとする。

重点分野 基本方針



重点分野の基本方針について、ロータリー財団は以下の点を強調します。

1. 「未来の夢」は、補助金手続きの効率、および補助金によるプロジェクトの質を高めることを目標としています。
2. 各方針の内容は、補助金の受領資格の有無を示しています。
3. 受領資格の範囲内にある活動は、ロータリークラブと地区がこれまで最も頻繁に実施してきた活動内容を反映したものとなっています。
4. プロジェクト計画は、ボトムアップ式に、提唱クラブ／提唱地区が主導して行うものです。
5. 補助金の全申請は、各重点分野の基本方針に沿っていなければなりません。

ロータリーの重点分野

1. 平和と紛争予防／紛争解決

ロータリーは、平和と紛争予防／紛争解決のための研修、教育、実践を支援します。

I この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で平和と紛争予防／紛争解決を助長するのを支援します。



1. 紛争予防と仲裁に関するリーダー（リーダーとして囑望される若者を含む）の研修。
2. 紛争地域における平和構築の支援。
3. 平和と紛争予防／紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

II 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防／紛争解決」の範囲内にある活動とみなします。

1. 非暴力、平和構築、人権を支援するための地域社会の活動で、ロータリアンではない人々の参加を主に意図したもの。これには、会議、研修、キャンプなどが含まれる。
2. 地域社会のニーズ（政策展開、紛争関係にある地域間のビジネス、教育改革、ピース・ジャーナリズムなど）を主題として取り上げた紛争解決のためのワークショップの企画。
3. 紛争の心理的影響に取り組む活動の支援。
4. 紛争を回避するための予防策に関する青少年教育。
5. ギャング（暴力的グループ）反対運動や、人々の間の大きな違い（民族的違いなど）を乗り越えるための活動（ただしこれらに限らない）など、地域におけるマイナスの社会的ダイナミクスに取り組む研修プログラムやキャンペーン。
6. 以前に紛争に直接関わっていた当事者間のコミュニケーションと仲裁
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム（V T T）
8. 平和と紛争予防／紛争解決に関連する大学院課程で学ぶための奨学金

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防／紛争解決」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. ロータリアンの参加を主に意図した平和会議
2. ロータリー平和センターの提携大学において、ロータリー平和フェローが履修するのと同じまたは類似した専修課程への留学。

Ⅲ 人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で平和と紛争解決のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」（22ページ）にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

Ⅳ 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団はグローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 平和と紛争予防／紛争解決の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 平和と紛争予防／紛争解決に関連する履修課程。
 - a. 望ましい履修課程の例として、紛争予防／紛争解決、平和と正義の研究、平和と紛争を専門に扱う国際関係や法律などがあります。
 - b. 平和と紛争問題に直接焦点を当てた履修課程である場合は、審査の際に有利となります。
 - c. 一般的な国際関係や法律は、審査の際に有利とはみなされません。
3. 平和と紛争予防／紛争解決に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

2. 疾病予防と治療

ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動と研修を支援します。

I この重点分野の目的と目標



ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で疾病を予防し、健康を促進するのを支援します。

1. 地元の医療従事者の能力向上。
2. 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる合併症を減らすための疾病予防プログラムの推進。
3. 地域社会の医療インフラの改善。
4. 主な疾病の蔓延を防止するための、地域社会の人々の教育と動員。
5. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防。
6. 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

Ⅱ 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲内にある活動とみなします。

A. 伝染病の予防と管理

1. 検査（カウンセリングや、治療のための専門医紹介／入院を伴う）
2. 伝染病の予防に関する教育、および予防に役立つ物資
3. 患者のモニタリングと治療のための可搬式テクノロジー機器および車両の提供
4. 地元の医療インフラで対応可能な機器（適切な管理プラン、メンテナンスプランを含んでいること）
5. 予防プログラムの提供（予防接種、男性包皮切除、ウィルス接触前の予防など）
6. 診断・治療のトラッキング（追跡）とモニタリングの技術的基盤の提供および研修

7. 伝染病の治療（予防を含む）、医療従事者への研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供

B. 蚊やほかの媒介生物(病原体を媒介する生物)を通じて感染する疾病

1. 蚊帳と予防薬の提供
2. 水の安全な貯留と蚊の発生予防に役立つ物資の提供
3. 疾病の予防と管理のための排水システムの構築
4. 蚊以外の媒介生物の除去

C. 非伝染病の予防と管理

1. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防に関する資料と研修の提供。
2. 慢性病の発生と流行を減らすことを目標とした、地域社会の人々への教育、保健介入プログラム、早期検査プログラム
3. 患者のモニタリングと治療をするための可搬式テクノロジー機器と車両の提供
4. 地元の医療インフラが対応可能な機器の提供（適切な操作プラン、メンテナンスプランを含む）
5. 救命手術および先天性疾患の手術（ただし地元の医療インフラによる対応が可能であり、術後ケアを含むもの）
6. 疾病予防を含む非伝染病の治療、医療従事者の研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供

D. その他の活動

1. 疾病予防と治療に関連する大学院課程で学ぶための奨学金
2. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム（VTT）

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 機器の購入のみを含むプロジェクト（適切な操作プランやメンテナンスプランなど、地元の医療インフラに対応していないもの）
2. 教育的な支援プログラムまたはプロジェクト実施現地の医療体制や能力を大きく向上させる活動を提供しない医療任務／手術チーム

III 人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で疾病予防と治療のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

IV 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 疾病予防と治療の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 疾病予防と治療に関連する履修課程（例：公共保健、看護学と医学の修士・博士号取得など）。
3. 疾病予防と治療に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

3. 水と衛生

ロータリーは、安全な飲み水と基本的な衛生設備を提供するための活動と研修を支援します。

I この重点分野の目的と目標



ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々が水と衛生設備を持続的に利用出来るようにする活動を支援します。

1. 地域社会における安全な水の公平な提供、衛生設備や衛生状況の改善。
2. 持続可能な水設備と衛生設備の設置、資金調達、維持管理を地域社会が自ら行っていくための能力向上。
3. 安全な水と衛生の重要性について、地域社会の人々の認識を高めるためのプログラム支援。
4. 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

II 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「水と衛生」の範囲内にある活動とみなします。

1. 安全な飲み水の利用（例：水の供給および水質の改善）
2. 衛生設備の改善
3. 衛生環境・衛生習慣の改善
4. 持続可能性を高めるための地域社会の開発や、地域社会による水・衛生設備の管理
5. 水源管理プラン、および適切な水供給を必要とする食糧の安全プラン
6. 生産用の水（例：作物、家畜など）
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）
8. 水と衛生に関連する大学院課程で学ぶための奨学金

III 人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で水と衛生のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にあるこの重点分野の評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

IV 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 水と衛生の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴
2. 水と衛生に関連する履修課程（例：水科学／水工学、水管理、環境科学、疫学、寄生虫学など）
3. 水と衛生に関連した、申請者の将来のキャリア計画

4. 母子の健康

ロータリーは、母子の健康を改善し、5歳未満の幼児の死亡率を減らすための活動と研修を支援します。

I この重点分野の目的と目標



ロータリー財団は、ロータリアンが以下の形で、母子の健康を改善するのを支援します。

1. 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。
2. 妊婦の死亡率と罹患率の削減。
3. より多くの母子に対する基本的な医療サービスの提供、地域社会の医療／保健関係のリーダーと医療提供者を対象とした母子の健康に関する研修
4. 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金の支援。

II 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲内にある活動とみなします。

1. 妊婦のケア（健康管理や検診）
2. 妊婦に対する出産・分娩サービス
3. 医療体制が不十分な地域での診療所や病院の産科への医療機器の提供（ただし、妊婦ケアに関する教育活動を併せて行うこと）
4. 母子の健康の専門家やリーダー（例：医師、看護師、地元の保健関係者、助産師など）への研修または（および）「研修者を養成するための研修」
5. スキルを備えた助産師を養成するための研修または（および）「研修者を養成するための研修」
6. 両親と家族を対象とした、妊婦と子どものケアに関する教育活動
7. 母子の健康に関連する既存の地域社会の活動や地元の女性団体の能力向上活動
8. 避妊手段に関する教育と利用、家族計画および（または）疾病予防・減少への取り組み（エイズとHPVウイルスを含む）
9. 性の健康に関する教育と研修（特に思春期の少女）
10. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム（VTT）。教育の対象は、現地の人々一般、保健／保健関係のリーダー、医療従事者など
11. 母子の健康に関連する大学院課程で学ぶための奨学金
12. 5歳未満の幼児に必要な予防接種
13. 女性と思春期の少女に必要な予防接種
14. 母親と5歳未満の幼児の肺炎、下痢、マラリア、はしかを予防・治療するための介入
15. 性行為で感染する病気（例：HIV／エイズ、子宮頸がん、淋病、梅毒など）が女性に及ぼす影響を和らげるための介入
16. HIVの母子感染の予防
17. 母乳の奨励、および栄養失調を予防するための介入
18. 瘻孔（ろうこう）外科的修復
19. 口蓋裂の矯正手術／手当
20. 救命手術、または先天性欠損・欠陥に対応する手術（現地の医療機関が実施し、適切な術後ケアが提供される場合）

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. プロジェクト実施現地の能力や理解を大きく向上させる活動を含んでいない医療任務団／手術チームの派遣

Ⅲ 人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で母子の健康のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

Ⅳ 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 母子の健康の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 母子の健康に関連する履修課程（例：疫学、栄養学、グローバルヘルス、公共保健、保健推進、看護学・医学の学位課程など）
3. 母子の健康に関連した、申請者の将来のキャリア計画

5. 基本的教育と識字率向上

ロータリーは、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援します。

I この重点分野の目的と目標



ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々の基本的教育と識字能力習得を支援することを可能にします

1. 基本的教育と識字率をすべての人々に与える地域社会の力を高めるプログラムを支援し、地域社会の参加を促進。
2. 地域社会における成人の識字率の向上。
3. 教育における男女格差を減らすための活動。
4. 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援

II 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲内にある活動とみなします

1. 質の高い基本的な初等・中等教育の機会の提供
2. 成人の識字教育
3. 読み書きの教授、カリキュラム開発、学校経営に関する研修の提供。
4. 資料と設備の充実を通じた、教育経験の向上。
5. 地域社会による教育システムの管理。
6. 上記の活動を支援する職業研修チーム（V T T）。
7. 学校用機の購入(ただし、基本的教育と識字率向上のための詳細かつ証明可能な計画書を提出すること)。
8. 基本的教育と識字率向上に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 設備や備品の購入のみのプロジェクト。
2. 授業料や学用品のみを提供するプロジェクトで、将来に地域社会が自力でこれらを提供していくための手段を提供しないもの。

Ⅲ 人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で基本的教育と識字率向上のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り

Ⅳ 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 基本的教育と識字率向上の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 基本的教育と識字率向上に関連する履修課程(例：教育、識字、カリキュラム開発、特別教育、学校経営など)
3. 基本的教育と識字率向上に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

6. 経済と地域社会の発展

ロータリーは、人々が生活と地域社会の経済に、末長い発展をもたらしていけるよう支援します。

I この重点分野の目的と目標



ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、持続可能で測定可能な長期的改善を地域社会と人々の暮らしにもたらすために、人々に投資することを可能にします。

1. 貧しい地域社会の経済発展を促すための、起業家、地域社会のリーダー、地域団体、地域社会ネットワークの能力の向上。
2. 生産性の高い仕事の機会の創出。
3. 支援が行き届いていない地域社会での貧困の削減。
4. 経済と地域社会の発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

II 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲内にある活動とみなします

1. 貧しい人々が利用出来る金融サービス（マイクロクレジット、貯蓄、保険など、ただしこれらに限らない）
2. 経済と地域社会の発展に関連する研修（起業、地域社会でのリーダーシップ、職業研修、金融知識など、ただしこれらに限らない）
3. 貧しい人々のための小事業／協同組合／社会事業の開発および収入をもたらす活動（雇用を創出する村全体の事業 団体など、ただしこれに限らない）
4. 自給自足農家や小農家のための農業開発（市場参入の促進など、ただしこれに限らない）
5. 地域社会による、または組織的なAdopt-a-village（村全体の自立支援）、もしくは総合的な村開発活動
6. 上記の活動を支援する職業研修チーム（V T T）
7. 草の根の経済開発に関連する大学院課程または地域社会の開発に特化した大学院課程で学ぶための奨学金

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 地域社会のインフラ構築プロジェクト（収入を増やすような活動の一環ではないもの）
2. 地域社会の美化プロジェクト
3. コミュニティセンターの建設や修復

Ⅲ 人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で経済と地域社会の発展のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を計画すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

Ⅳ 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 経済と地域社会の発展の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。申請者は、自分の仕事が貧しい人々や十分な支援を受けていない人々の経済的福祉にどのように貢献したかを明確に示すことが求められます。
2. 経済と地域社会の発展に関連する履修課程。
 - a. 望ましい履修課程の例として、経済と地域社会の発展に焦点を当てた社会科学のコース、ソーシャルビジネスやマイクロクレジット（小口融資）を専門とする経営学位などがあります。
 - b. 以下のような履修課程は、審査の際に有利となります。
 - i. 草の根の経済発展戦略に焦点を当てたもの。
 - ii. 貧しい地域や支援の行き届いていない地域の経済問題に焦点を当てたもの。
 - iii. ソーシャルビジネスの開発を支援するもの（例：経営学修士課程においてソーシャルビジネス関連分野に特化した履修コースなど）。
 - iv. コース名に「地域社会の開発（community development）」を含むものや、地域社会の開発に特化したコース。
 - c. 以下のような履修課程は、審査の際に有利とはみなされません。
 - i. 純粋に理論だけの経済学またはマクロ的な経済学
 - ii. 通常の経営学修士課程（MBA）など、一般的な民間ビジネスを扱うもの。
 - iii. 地域社会の開発と一般的な形で結びつけただけで、履修コースの名称に「地域社会の開発（community development）」という言葉が入っていなかったり、地域社会の開発に特化したコースでないもの。
3. 経済と地域社会の開発に関連した、申請者の将来のキャリア計画。
 - a. 以下のようなキャリアは、審査の際に有利となります。
 - i. 貧しい地域や支援の行き届いていない地域の経済的福祉の改善に焦点を当てたもの。
 - ii. 非営利もしくは社会的事業におけるキャリア。
 - b. 以下のようなキャリアは、審査の際に有利とはみなされません。
 - i. 民間企業や営利企業での一般的なビジネス活動に焦点を当てたもの。

地区ロータリー財団委員会について

2014-15年度第2790地区のロータリー財団委員会の組織は、次の通りです。それぞれの小委員会の役割についても記載致しますので、ご質問はそれぞれの担当者をお願いします。

また、皆様のクラブの要請を頂いて卓話にお伺いします。11月のロータリー財団月間は、申込が多数になることが予想されますので、出来るだけ他の月にして頂きますようお願いいたします。年間を通じていつでも結構です。

委員長

地区ロータリー財団委員会は継続性が必要のため、委員長は3年任期で任命されます。第2790地区では、委員も出来るだけ留任するよう、地区ガバナーから求められています。

委員長は、地区ガバナーの指導の下、各小委員長と共に地区の財団活動の計画、調整を行っています。

プロジェクト開発小委員会

地区ロータリー財団委員会に設置が義務付けられている小委員会には入っていませんが、過年度において多大な成果を挙げてきましたので、2014-15年度もこの委員会が設置されます。

この小委員会は、地区内クラブがグローバル補助金を申請する際に、計画段階から相談を受け、申請までの手続き等の指導にあたります。

補助金小委員会

ロータリー財団の補助金を管理し、補助金活動の実施を奨励します。地区は、3名のロータリアン（地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員長）からなる補助金委員会を設置しなければなりません。補助金小委員長は、各クラブからの地区補助金の申請を受け、その活動内容が補助金配分の基準に合致しているかを審査し、委員会に報告し、委員会で最終的に地区補助金の配分を審議します。

地区補助金の事前審査をし、各クラブが申請するのに指導します。

財団資金管理兼学友小委員会

補助金を受けた各クラブが、財団補助金の慎重な管理を徹底するよう、適切な補助金管理についてロータリアンを指導します。また、ロータリー財団学友会の運営について、学友会と連絡を取り合いながら助言します。

ポリオプラス小委員会

ロータリーの最優先課題であるポリオ撲滅に対して、地区内のロータリアンの協力を求めます。ポリオの最新情報を発信し、ポリオプラスに対する寄付金についても、一人当たり20～25ドルの目標を達成して頂くようお願いして参ります。

資金推進小委員会

シェアシステムについて理解して頂き、皆さんから寄付して頂いた年次基金が3年後地区で使えることをから、地区内各クラブが会員一人当たり130ドル以上を目標とし、この目標額を上回るようにして頂くようお願いして参ります。また、ポールハリス。ソサスティの制度の普及と、会員の募集を行います。

奨学金小委員会

国際親善奨学生の制度がなくなり、地区補助金とグローバル補助金奨学生になりました。2014-15年度には、地区補助金奨学生の募集を開始します。グローバル補助金奨学生は、年間を通じて募集しています。これらの奨学生の募集、選考、オリエンテーション等、奨学生に関する全ての手続きを担当します。

ロータリー平和フェロースhip小委員会

ロータリー平和センタープログラムは、馴染みが薄いと感じます。この制度について皆さんの理解を深めて頂きたい。ホスト地区として、皆さんのクラブに平和フェローの世話クラブとカウンセラーをお願いします。また、皆さんのクラブに応募された平和フェロー希望者の方のサポートをいたします。